

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤 100%整備
上記の意見内容に対する再意見	2015年の期限に向けて、税金を投入せずに実現するよう 最大限の可能性を追求すべきだと思います。 その実現のためには競争原理の導入が不可欠だと思います。 メタルと光の二重投資は無駄が多く、光の一本化を前提 にすべきだと思います。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	全文について
上記の意見内容に対する再意見	<p>0. 全体に対して</p> <p>総務省指定のフォーマットをあっさり無視して別紙参照としたことについては、強く不満を覚えます。提出された意見書は全て拝見させていただいたが、大半の個人、企業、団体がフォーマットを守っておられる中、大手企業では守っておられる割合が非常に低く思われる。</p> <p>それはモラルの軽重とも捉えられることである以上、今後は是非とも態度を改めていただきたい。</p> <p>無論、ソフトバンク各社以外にも、NTT東西、KDDI社なども同様である。議論をリードする業界大手としての模範を示し願いたい。</p> <p>なおソフトバンク各社への再意見書の中で述べることではないが、NTT東西についてはまったく同様の意見を別々の会社名で提出しないよう願う。どこかは違うのであろうと読み込んだが、その時間が全て無駄になった。その点については、連名で一つの意見書とされたソフトバンク各社を高く評価致します。</p> <p>1. 意見項目「始めに」に対して</p> <p>まずGDPが中国に追い抜かれ世界3位に転落したことは遺憾であります。</p> <p>しかし人口比、総GDPの4割が外国企業の投資により創出されたものである点、中国政府による強烈的な統制によって実現された元安誘導に支えられた数字であること、加えてゴシップ紙上を賑わすジョークと思いたいが事実である様々な汚染、腐敗、横暴といったチャイナリスクが存在した上でのことである以上、羨望の眼差しを向けるべき数字ではない。</p> <p>ともあれ、それらへの過度の言及は本筋を離れるためここまでと</p>	

する。

意見書においてソフトバンク各社は「情報アクセス権」を新しい基本的人権とされるべきものとおっしゃっておられる。その点、私も同様に日本国民が等しく享受できる権利を有すと考えられるべきであろうと思うが、世間一般においてその認識が共有されているとは思えず、また提供されるアクセス基盤が「光の道」、超高速ブロードバンドでなければならない、との共通認識は、当事者たる通信業界でさえできていないと思われる。

その点、他の意見書でも危惧される意見は幾つか散見され、しかしそれを考慮せぬまま超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスと同列視する意見も散見された。

総務省においてはそれら意見、思想を鑑み、通信アクセス権がどうあるべきか、国民的議論へと発展する道筋を考え実行されるよう節に希望する。

ただし現状、FTTHを主体とする超高速ブロードバンド整備については、日本は他国を圧倒しており、GDPの如く世界3位に転落、などといった状況が数年の内に起こることは考えがたい。

議論が結論ありきの拙速のものとならないよう配慮くださることも、重ねて節に希望する。

## 2. 意見項目「ア. 光アクセス基盤整備の在り方」について

先ず、安易にIRU方式などによる公的資金に頼ることなく民間主導での整備を優先すべきとの意見には賛同させていただきます。

しかし情報アクセス権を基本的人権と考える方々の意見としては、首を傾げざるをえません。基本的人権であるならば、その権利実現のために公費が投入されるのは自然なことであり、公費投入に対して国民の合意も形成されると考えて発言しておられたのではないのか。

また公的資金に頼らぬためであれば、現在は一民間企業であるはずのNTT東西を更に切り刻めば良し、との意見も、痛みを他者に押し付けようというだけではないのかと首を傾げざるをえない。

以下、ソフトバンク各社の提案される、各世帯までの光回線の引き込み、それに要する投資額2.5兆円、5年間での実現可能性、NTT東西から分離した「光の道」会社の黒字経営可能、といった点について、個人の立場でも覚えた疑問を提示させていただき、反論を試みさせていただく。

### 「(1)アクセス回線会社の設立」に対して

超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT東西により構築された設備であることは、事実であるため否定致しません。

また構築した事実がある以上、更なる設備構築に際しても、経験および技術力から見てNTT東西のアクセス部門が最も適任とされる力を有するだろう点も、事実と思われるので否定致しません。

しかし現実、NTT東西以外にも電力系各社、CATV事業者など、複数の企業が光ケーブル敷設のアクセス部門を有しており、NTT東西についても自社で有する工事者のみでアクセス部門を構成するのではなく、グループ各社および関連の通信建設会社、協力会社の社員も含まれております。

また地域によってはIRU方式の弊害でもある自治体と契約できた一社による寡占、独占状態にあり、当該地域の地域事情に応じた施工能力という面ではNTT東西のアクセス部門を越える経験、技術力を有する企業の存在も十分に考えられる。

そうしたことを考えれば、NTT東西のアクセス部門を中心に据えつつ、その他の企業からも強制的にアクセス部門を切り離し、「光の道」会社に編入することが効率を高める上で欠かせず、各世帯への光の引き込みまで実施してしまうのならば自前設備を構築していたNTT東西以外の各社のアクセス部門がほぼ不要となり、仕事のなくなった人員の受け皿についてまで考えなければならない。

それらの点について考慮されたとと思われる記述は、残念ながら意見書の中に発見できなかった。

考慮しておられるなら提示願いたい。

「(2)光アクセス基盤100%整備に要する2.5兆円の内訳」に対して

残念ながら、一個人の立場では詳細を検証しかねるため、各数字に対しては反論致しません。

ただし、意見書を拝見する限りあくまでも回線整備にかかる費用のみの算出と思われる。後述の必要人員数から見るに数万人規模になるとされる「光の道」会社運営にかかる、福利厚生などその他費用については敢えて除外されていないだろうかとの疑問を覚える。

「(3)5年間で工事が完了する根拠」に対して

意見書の記述内容から判断するに、一定期間において当該エリアに居住する世帯に対し強制的に工事へ立ち合わせて施工した場合、と理解する。

先ずもって国民の自由を害する思考であり、おおよそ国民生活に配慮したとは思えない意見である。はっきり申し上げて、日本を別の国と勘違いなさってはいないだろうか。そのような強権を発動したければ、中国にでも行かれれば良いと本気で思わざるをえな

い。かの国であれば現在でも万博開催のため強制退去を行い、その保証すらまともには行わない強権国家であるから、ソフトバンク各社の意見実行には非常にマッチしていることであろう。

また引き込み線の施工に際しての問題点を考慮したと思えない。

一例として私の友人宅などは、リフォームに際して電話線の引き込み口を壁の中に埋め込んでしまっている。そのため新たに配管を新設するか、再度リフォームして引き込み口を開けるか、それともリフォームしたばかりの壁に配線を沿わせてエアコンのダクト穴から引き込まなければ工事できない。そのため、更なる費用をかけたか、家の外観を損なうよりはと、光の引き込みを諦めてDSLの導入に留めた。

同様の例は他にも聞き及んでおり、配管新設費用とを勘案して光の導入を取り止めたケースは多々ある。

ソフトバンク各社においては、下水道の整備に際して引き込み工事を各世帯に強制したのと同じく、光の引き込み工事に際しても家、あるいはビルの改修を強制するよう求めているのか。

加えて、一例として飛騨高山の合掌造りで有名な白川郷などは、世界遺産の指定を受けた家屋に居住されているが、それすらも壁に穴を開けてでも引き込むよう強制するというのか。

仮に強制したとしても反発は大きく、また一部では訴訟を起こされる可能性もある。それら全てを考慮した上で、5年間で施工可能、と言っているようには思えないが、考慮済みでありそれでも可能とおっしゃるのならその根拠をはっきり明示願いたい。

他にも、国道など幹線道路沿い世帯では工事用車両を交通量の多い道路に停車させねばならず、道路改修工事に際して渋滞が発生するかの如き事態が、整備済みエリアでの引き込み線工事では多発する可能性もある。

それらについても考慮された上での意見なのか、自身での光アクセス基盤を諦めたソフトバンク各社がアクセス線路整備の問題点について多量の知識を有されるのであれば、その見解を問い質したい。

加えて、12,000班、ガードマン含め3万6千人の工事要員を用意することは、確かに数の上では可能だろう。

しかし未整備エリアには、その工事量に反して工事スキルの保有者が少ないことは簡単に予想される。ならば他エリアから工事者を連れてこなければならぬが、この点についても問題なく実行可能であろうか。

勤務地を、言っては悪いが僻地に変える、あるいは他県になると、労働環境の激変に対して本人のみならず労働組合の抵抗も大きかろうと思う。それを説得し、納得させるだけのことが可能か、考慮されているのだろうか。

「(4)メタル回線除去の必要性」に対して

提示された数字に対しては、詳細を検討しかねるため反論、意見は致しかねる。

またNTT東西としてもメタル回線の保守費用は多大な負担となっており、既に新規開発は止めたと聞くメタル電話の交換機設備の保守に苦心していると聞く。特に交換機設備のIP化は強く望んでおり、そのためのNGN推進でもあると聞く以上、メタル回線の減少の方向性は妥当であろうと考える。

しかし現状、日本国内では光未対応設備が多数稼働しており、テレビ放送におけるアナログ停波と同様の影響が多方面で発生することは想像に難くない。

加えて他意見者の意見にもあったが、ビジネスユーザなどで光未対応設備をリースして使用している場合、リース期間が光化以降も残り、強制的に導入せざるをえなくなるデジタル対応設備の導入費用と旧来のアナログ対応設備のリース破棄にかかる費用とで、多大な負担が生じるケースも考えられる。

更にメタル回線を全て撤去するということは、現在メタル系の技術で仕事を得ている技術者が、全てとは言わないが不要になり、職を失う不安もある。逆に光系、デジタル設備の技術者は不足するため、単純に技術転換を図れば良いとの考えなのかもしれないが、その急激な変化による技術習得の費用はどこに負担させようとの考えをもって、ソフトバンク各社はメタル回線の全撤去を言われているのか。

工事費用のみを論じ、それにより起こる変化のデメリット部分についての考察がまったく欠けていると断定せざるをえない。

固定電話のみのユーザについてはメタル回線と同じ費用で利用可能、アダプタを無償配布、とソフトバンク各社では提案している。

先ずメタル回線と同じ費用で利用可能とは、電話機能のみのことであろうか。今回の再意見書を書くにあたり、他資料などもあつた結果、そうであろうと判断するには至ったが、本意見書では明確な記載がない。以下は電話機能のみの提供として記すが、今後は仮にも大手企業であるのだからどうしても判断できる文章など書かないでいただきたい。

固定電話機能をアダプタなるもので提供するとの意見だが、その技術的目処は立っているのか疑問がある。

おそらくは現行のVoIPアダプタを念頭に置いておられるのだと推測するが、一例としてNTT東西の提供する光回線の場合、VoIPアダプタ以前にONU、あるいはHGW端末が設置されている。し

かもそれらは現在、月額500円ほどだったと思うが、回線契約者に負担を求めずとも電話機能をサービス提供可能と判断される根拠を提示願いたい。

またONU、あるいはHGW端末といった機器の代替機能を有するVoIPアダプタの開発を完了しているのなら、それも根拠として明示願いたい。

一例としてKDDI社などは、光回線のみによるアクセス回線構築よりも無線併用型のケースの方が設備構築費用が安くなるケースもあるとして、具体的に施工法などを意見書に記載しておられたが、ソフトバンク各社の意見書にはそういった具体例の提示がない。数字をこねくり回すだけでなく、議論の叩き台となる具体例を提示した上で特異な論は意見していただきたい。せめて特定の未整備地域に実際に光回線を敷設、引き込み線工事を実行した場合を仮定して、具体的に何世帯へ光回線を提供し無償でアダプタを提供したならアクセス線路長はどれだけになり工期と工費がどうなる、それを全国展開した場合ならと展開して欲しかった。

現状では、100円あれば何本のワクチンが購入できるので一億円あれば何十万人の未開発地域の子供たちが救えます、とワクチンの輸送経費や現地での保管費用、接種を行う人間を手配運用する経費を無視して言っているような、机上の空論にも程がある意見に過ぎない。

「(5)アクセス回線会社の資金調達」に対して

重ねて申し訳ないが、数字に対しては詳細を検討しかねるため意見致しかねる。

ただ一つ懸念を申し上げれば、人件費についての考察がしっかりできていようかという点がある。

前述の意見中においてソフトバンク各社は、「光の道」会社設立にあたってはNTT東西のアクセス部門の人員を主とすべきとおっしゃっておられた。当然、把握しておられることと思うが、NTT東西会社の社員は非常に平均年齢が高い。今後5年間という、既に始まっている大量退職を迎える時期とも合致すると思われる。

いわゆる団塊の世代を多く抱える企業では等しく問題になっていたが、その大量退職による膨大な退職金の支払いについては考慮済みであろうか。

また一斉工事により引き込み線工事まで終えてしまった場合、その後の保守には基盤整備時ほどの人員を要しない。大量の退職者が予想されることからある程度の調整は可能と判断されるが、それでもあるだろう余剰人員の扱いをどうされるのかも考慮済みであろうか。

まさか籍のみは元の企業に残させ、退職金および整備完了後の人件費などは元の企業に負担させるつもりではなからうかと、強く懸念を抱く。

事と次第によっては数万人単位の失業者を生みかねない。ソフト

バンク各社は提案者として責任を持った見解を表明願いたい。

### 3. 意見項目「イ. 光利用率向上について」に対して

既に懸念を述べさせていただいたが、各世帯に配布するという無償アダプタなるもの、この段においてWi-Fi機能を具備するアダプタ(ONU/TA)と規定されておりますが、その開発目処および各世帯に配布するだけの数を用意する量産の目処について、ソフトバンク各社においては目算が立っておられるのかうかがいたい。

私の考えるに、現時点から仕様の策定、想定される使用方法に対応できる拡張性を考慮した機能の決定、各電子機器メーカーによる量産、と段階を踏むなら、1年ではとても足りないのではないかと予想される。

そうなれば最初の1、2年は赤字覚悟で各社が暫定機能のアダプタを配布するか、正式版の配布が始まるまで電話機能さえ使えない世帯が無数にできることになる。

決して「光の道」整備と平行しては行えない作業になると思われるのだが、ソフトバンク各社においてはそれを並行実施可能な妙案があるのだろうか。あるとは思えないのだが、あれば具体的に明示願いたい。

公的サービスとして例示された電子教育などの如く、2015年の整備完了時期を目処にサービス開発を行っていたのでは、それ以前にメタル回線を撤去されてしまった世帯ではメタル回線時には提供されていた電話機能などユニバーサルサービスすら提供されない事態が発生することを考えた上で、引き込み線工事と同時にメタル回線撤去を行うなどと言ったのであれば素晴らしい御叡智の限りと賞賛させていただくが、読み解ける限りの情報ではただただ壮大な法螺話をされたようにしか聞こえない。

また、光ブロードバンドが全世帯に整備されれば公的サービス以外にも魅力的なサービスやアプリケーションが登場してくることが予想される、と希望的観測を述べておられるが、その根拠となりうる事例を紹介いただけないのは何故であろうか。

DSLでは提供できず、しかし光回線による超高速ブロードバンドならば提供できるサービスやアプリケーションとなると、その差異と言えば回線速度が先ず第一であるのだから、高速であることを活かした大容量ファイルの転送を前提としたサービスと思われる。しかし現状、既にファイル共有型のサービスは既にあり、コンテンツ提供型のサービスも幾つかの稼働実例がある。それらとまったく形態を異にするサービス、あるいは発展系のアプリケーションを想定されているならされているで、まずソフトバンク各社自身がそれを明示するか、それらが開発されると想定される動き、あるいは

開発促進の理由を提示いただきたい。さもなければ絵に描いた餅に過ぎない。

NTT東西を更に分割し、公正競争環境なるものを整備することで競争が活性化、料金の低廉化が図られるとの意見についても、既に現環境下で公正競争がはかられている地域もあることを理解した上での発言なのか、その見識を問いたい。

実際に他意見者の意見中に幾つか、関西地域では電力系企業が着実にシェアを伸ばしているとの発言があり、加えて一部県ではFTTHのNTT東西シェアが50%を割り込んでもいる。確か滋賀県では二年以上、連続してNTT西のシェアが50%以下であると聞いてもいる。

私に察しえない地域事情もあるのかもしれないが、そうであっても実際にNTT東西と競争し、現環境下で十分に企業努力によって渡り合う企業もある事実として示させていただくが、ソフトバンク各社はそうした企業よりも努力をなさっているながらNTT東西に負け、NTT東西が必ずシェアを伸ばすとお考えだろうか。

発言は自社の経営努力を怠った上での、自社利益のみを考えてのものではないかと、強く疑問を抱かざるえない。

#### 4. 意見項目「その他」に対して

##### 「(1)今後の議論の進め方」に対して

ICTを活用して議論を進めよ、との意見には、総論では賛成させていただく。

しかし必要なのは議論のプロセスの公開と、国民へ広く意見を求め、未来像を示し、今後の展望に対してメリットとデメリットを理解してもらった上での合意を得ること。

加えて、相手の意見に聞く耳を持つことであろう。

確かにNTT東西も保守的に過ぎる。悪い面は多々ある。しかしソフトバンク各社および他企業も、自社利益を強く追求しすぎて他に公共の利益を求めるとより良い手があるように見えないうりをするきらいがある。

総務省は双方の悪い点を指摘し、調整されるべきだろうが、どうにも動きが鈍く、また政局に左右されている面もあるように感じる。

全社および総務省、また大臣にも言いたいが、しっかりしていただきたい。後に悪い意味で世紀の議論であったと言われるような、若者に日本の未来を悲観させるような議論だけはしないでいただきたい、節に願います。

##### 「(2)意見募集の在り方について」に対して

主に意見書中で述べられる意見の多くは、ソフトバンク各社社長

の言が引金ではなかったかと記憶します。

確かに分かりづらく、意見がどう反映されるかは不透明であります。自身の発言に端を発した賛同者の意見を世論かの如く提示されるのはミスリードを招きかねないとして批判させていただきます。

またトップページからの遷移を減らすことについては賛同いたしますが、意見提出を自由なフォームで行うことは認めるべきではないと考えます。

仮に一定の制限がない場合、あまりに特殊なフォーマットで送られたために確認可能なソフトウェアが総務省にないことも考えられますし、総務省がアクセス、インストールを禁止しているサービスなどを、意見者がそれと知らず利用して意見を送付し、意見が届かない可能性も考えられます。

公的機関の求める意見募集である以上、一定の制限があろうとも、それは余程の酷いものでない限り受任されてしかるべきでしょう。また今回の再意見募集に際してはその点、メール本文への記載も認めるなど、幾らかの改善が行われてもおりますので、既に十分な改善は図られたと考えます。

## 5. 最後に

私は日本においてFTTHの展開が当初、遅れた理由を、その善悪はともかくとしてDSLの急速な普及にあると見ている。

つまりはソフトバンク各社による強引すぎるとして多々問題を引き起こしたDSL販売が、NTT東西および他社のDSLへの注力を起こさせ、結果としてFTTHの展開に用いる予定だった力を削がれたことが主要因と考えている。

加えてユーザがDSL程度の回線で満足している割合も多く、更にはアクセス回線に魅力を感じない方々の存在もあって、超高速ブロードバンドの利用率の上昇は昨今、鈍化傾向にあるのだと考える。

回線整備において必要なのは国家による規制、強制などではなく、民間に整備を任せた上での補助や規制撤廃であり、利用率向上においては90%世帯まで利用可能に整備された現状では先に魅力的なサービスを開発し提示することこそ有効と考える。

なお蛇足となろうが、私はソフトバンク各社、つまりはYahoo! B Bによる回線握りの事実は忘れないし、NTT東西のコロケーションスペースをほぼ独占して他者のDSL事業新規参入を妨害した事実も忘れない。

そして退職された先輩の言葉も忘れない。

「あそこ会議をするにはICレコーダがいる」

退職間際、そうぼつりとおっしゃった先輩は、非常に気配りもできれば仕事もできる信頼すべき方だったが、ソフトバンク各社との会議の際には何度も何度も口約束だからと、言っていない、そんなことは知らない、とシラを切られて泣かされたと聞く。

まさか現在もそうではなかろうが、とにかくソフトバンク各社には悪いイメージしか持ち合わせない。

よって今回、全ての意見を拝見し、再意見を付けたい意見も多々あったが、更なる悪感情を抱かせる当意見にのみ再意見させていただいた。

これを最後とさせていただくが、ソフトバンク各社の意見はこれでは評価に値しない。猛省願いたい。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすること
上記の意見内容に対する再意見	この意見提出者の通り、光アクセス基盤 100%整備に要する費用が試算されたとして、その場合公的な支援による整備であると、その整備費を上回る可能性が高いと見込まれる。何故ならば公的な機関では費用の圧縮を考えずに資金を投入する虞がある。その点に至っては民間の第3者機関に委託することにより、資金面では問題がない。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT 東西のアクセス回線部門の完全独立、民営化について
上記の意見内容に対する再意見	<p>NTT 東西の企業体質は電電会社の時代から何ら変わり無く、自らの利益を最優先にアクセス回線を開放せず、民間との自由競争を避けてきた事は明白である。この事は、NTT 東西の意見書の内容が項番も含め一致している(表現の細工の努力は認められる)事からも、両社の旧世代の体質に何ら変化が無い事を物語っている。</p> <p>水道、電気、ガス等と並ぶライフラインとなったメタル、あるいは光アクセス回線について、古来からの悪しき風習の残る、また官との癒着が明らかで私利私欲を最優先とする企業に占有管理させる事は、国、あるいは国民の未来にとって全く利が無くオープンでも無く、企業や市場の自由競争を阻害するものである。他のライフラインとは異なり双方向で高速なデータ通信が行えるアクセス回線の重要性を鑑みても、一企業が独占する事では ICT 自体の発展が非常に遅れるか、数年は議論の連続で全く成長しないであろう。これらの事からソフトバンクが主張する NTT 東西のアクセス回線部門の早期の完全独立化、及び民営化に賛同する。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	199
	意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>この考え方からは、NTT東西のみがこれを果たすとの前提はありえない訳であり、全ての超高速ブロードバンド提供事業者の共通の取り組みとすべきであると考えます。</p> <p>加えて、NTT東西のみ、アクセス網保有部門の組織的な再編成を強いられる合理的な根拠は成り立たないものと考えます。</p> <p>また、例えば、NTT東西を構造分離すること等により、一元的に基盤整備を担う主体を設けるためには、設置スキームや法制度の整備等に時間を要するとともに、実現に際しては多大なコストを要する上、ユーザ利便、投資インセンティブ、経営の効率性、事業の継続性の担保等様々な課題があることから、一元的な整備主体を新たに設けるという考え方はとるべきではないと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記は、エヌ・ティ・ティ・ドコモ社の意見でありながら NTT 東西の利益や既得権益を守ろうとしているように見えるが本来のエヌ・ティ・ティ・ドコモの立場としては競争の原理によって安価な光回線が利用できる環境を求めるべきではないでしょうか。</p> <p>寡占利潤を守りたい、という立場をとりたいのは分かりませんが消費者としては競争を促進するための NTT の構造分離や資本分離がやはり必要と感じます。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	中部テレコミュニケーション株式会社
-------	-------------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[1 頁 24 行目]</p> <p>①民間事業者による取組み</p> <p>民間事業者としては、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、それぞれ切磋琢磨し、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に注力していくことが重要であると考えております。</p> <p>弊社において、これまで以下のような取組みを行っており、今後もさらに加速・充実していくことで、ブロードバンド未利用者の掘起し等、利用率向上に貢献していきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ より生活に密着したサービスである光IP電話や光テレビを、FTTHとあわせて提供</li> <li>○ 「ADSL+加入電話」の料金を下回る料金にて「FTTH+光IP電話」を提供</li> <li>○ ブロードバンド利用の敷居を下げるべく、導入時のサポート等を充実 等</li> </ul>
上記の意見内容に対する再意見		<p>弊社は中部 5 県 (FTTHは東海 4 県) において自ら光ファイバーを敷設し、通信サービスを提供する地域系通信事業者です。コンシューマサービスにおいては平成 18 年 1 月よりFTTH事業を開始し、光インターネットサービス、光電話サービスを提供して参りました。同じ地域系通信事業者の立場から上記意見内容に賛同いたします。</p> <p>全国の光インフラ整備率 90%に対し、ブロードバンドサービス加入率は 30%と依然として低い状況ですが、さらに加入率を向上させるためには、サービス・設備競争環境を維持させることはもとより、日常生活に必要不可欠な存在となるようなサービスを創出 (医療・教育や行政手続き等) し、ICT利活用の「必要性を高めること」が料金低廉化と併せて必要であると考えております。</p> <p>今後も競合事業者とのサービス・設備競争を通して、お客様に低廉で高品質なインフラを整備し、ブロードバンドサービス利用率向上に努めてまいります。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[2 頁 25 行目]</p> <p>ブロードバンドの基盤整備については、冒頭でも述べたように、設備競争を後退させることなく、民間主導により行うことが原則です。</p> <p>未整備エリアについても、独占的な事業主体に一元的に整備を担わせることは、非効率を生じ、結果として国民負担の増加を招くこととなるため、これまでの競争政策の成果を活かして民間の多様な技術、ノウハウを活用して効率的に整備を進めるべきであると考えます。</p> <p>効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE 等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです(※1)。</p> <p>海外の事例を見ても、例えば米国においては、各地域を業務範囲とする多数の小規模な電気通信事業者やCATV 事業者を活用して、全国レベルでブロードバンドの整備が進められています(※2)。</p> <p>当社の試算によれば、エリアによっては条件次第で、例えば WiMAX の方が FTTH よりも整備コスト・維持コストともに安価になると考えられるケースがあります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記意見に賛同いたします。</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方については、光ファイバー(FTTH)が「光の道」実現の代表格との位置付けには異論ありません。ただし地域特性や地理的条件も考慮し、事業性が確保できない地域については、CATV アクセス、WiMAX 等の無線アクセス、さらに今後展開が予定されているLTE 技術を採用するなどし、利用シーンに応じた通信サービスを提供していくことも、効率的な基盤整備の現実解であると考えます。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[別紙 4 頁 18 行目]</p> <p>(3) 5年間で工事が完了する根拠</p> <p>アクセス回線会社の整備対象となる回線数は、住宅用回線 4,900 万回線及び事業用回線 1,300 万回線を合算した 6,200 万回線から 2010 年度末予想光敷設済回線数の約 2,000 万回線を差し引いた約 4,200 万回線と推計しています。</p> <p>この約 4,200 万世帯に対し、光アクセス基盤を 5 年で整備するためには、効率的な工事実施が必要となります。現在の光回線工事は個別ユーザの申し込みごとに行っており、ユーザの指定する場所が離れていることや施工時間が合わないことも多く、1 日の工事件数に限界があります。</p> <p>しかしながら、地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1 施工班当たりの 1 日の工事件数を 3 件に増やすことが可能となります。</p> <p>施工班が年間 240 日勤務を行うと仮定した場合、1 施工班当たり年間 720 件の工事が可能となりますので、5 年間で 4,200 万回線を整備するためには、施工班は約 12,000 班必要となります。1 施工班の編成は工事従事者 2 名＋ガードマン 1 名を基本として考えていますが、現在、全国の電気通信工事従事者の数は約 14 万人となっており、12,000 班の編成が十分に可能な規模であると言えます。以上のことから、12,000 班×720 件/年×5 年＝4,320 万となり、約 4,200 万回線の工事は 5 年間で十分可能と考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>弊社では、地域毎に計画的・効率的に光ファイバを敷設する工法を、既に幹線部分に採用しており、1 施工班当たりの 1 日の工事件数も 3 件/日程度は可能です。お客様の地理的条件や在宅状況を考慮し効率的な光ファイバ敷設を進めております。しかし上記意見は、お客様都合の部分や電柱共架や道路占用申請面も考慮されておらず、実際の敷設に当たっての工期は単純計算では測れない部分もあると考えられます。</p> <p>また、光ファイバ工事には融着等の特殊な技能を必要としますので、現行の電気通信工事従業者すべてが即戦力となり得るかは疑問です。工事要員を育成するにも時間がかかります。加えて、技能が不十分な作業員が工事を行えば、施工不良による通信品質の低下リスクも増すこととなります。「光の道構想」の主役となる光ファイバ</p>

	クセス網の通信品質を保つことを大前提に、必要な工事力の確保、道路占用・河川横断申請などの簡素化および管理者毎に異なる手続きの統一化などにも取り組む必要があると考えます。
--	--

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279、280
	意見提出者	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	[東:別紙2頁32行目、西:別紙3頁1行目] なお、現在の諸環境の下では、国・自治体の負担で100%光が敷設されている自治体においても、ブロードバンドサービスの利用率は3割程度と全国平均と同水準となっており、このことはアクセスの環境のみを整えても利活用が進むわけではないことを物語っており、ICT利活用のさらなる推進が必要であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は中部5県(FTTHは東海4県)において自ら光ファイバーを敷設し、通信サービスを提供する地域系通信事業者です。その立場から上記の意見内容に賛同いたします。</p> <p>現在、全国のブロードバンド世帯カバー率が約100%に達し、比較的安価なADSLが提供されているにも関わらず、ブロードバンドの未利用者が40%近く存在します。</p> <p>一方、携帯電話は、FTTHよりも一世帯あたりの通信料高い状況下で、全国での普及率は約9割にも達しております。まさに単なる料金の「低廉化」だけではなく、その「必要性」こそが利用率向上の大きな鍵であると考えられます。利用率向上のためには、アクセス環境の整備と併せて行政・民間事業者それぞれの立場から利活用策を提案する等して、その利用に向けたインセンティブを高めしていくことが何より重要と考えます。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.276
	意見提出者	日本電気株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	・「光の道」構想では、国家目標として100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を整備・普及するとあるが、経済合理性の働かないエリアにまで超高速ブロードバンド100%整備(FTTH)が必要なのか、その必要性の検証及び目的の明確化が必要ではないか。
上記の意見内容に対する再意見	経済合理性の働かないエリアにおいても、生活圏が存在し、住居しているのであれば、平等に整備すべきであると考え。今後、超高速ブロードバンドによる医療、教育、行政サービスが日常になったと仮定すると、経済合理性のないエリアにおいて基盤が整備されないのは、生活扶助の視点からも誤りであると思われる	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ヤフーカスタマーリレーションズ(株)
-------	--------------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	252
	意見提出者	ヤフー株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	民間の競争に委ねてきた今日までの状況の単なる延長では短期間に達成することが困難であることは明白だと考えます。早急な光の道の実現と実現後の安価なサービスの提供の実現のためには、国の戦略としてNTT東西、電力、ケーブルテレビなども含め環境整備のための構造変化を検討することも必要であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛成します。メタルにおける ADSL がわが国においてのブロードバンド化推進の起爆となった点に異論はないと思いますが、その背景には競争環境整備のための規制(regulation 化)がありました。一方、米国では同時期に de-regulation 化が進み、それが十分な競争を抑制してしまったのではないかという見解があります。それらを考えれば、現在の企業体等の構造の変容とインフラへのアクセス保障によってもたらされる競争環境の促進に向けての regulation 化を「政策的」に果たしていくことが個別の企業の利害を超えたわが国の将来に繋がるものと考えます。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	萩ケーブルネットワーク（株）
-------	----------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	215
	意見提出者	株式会社STNet
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(光の道整備とNTT経営形態議論の分離)</p> <p>つぎにNTT経営形態のあり方については、光の道整備のためにNTT組織を変更するのではなく、わが国の通信分野における公正な競争状況の確保の観点から検討すべきものです。経済合理性の名の下で再統合を推し進めた場合には、公正な競争が行われなくなり、競争事業者が相次いで退出する事態を招き、最終的には利用者がより良いサービスを受ける機会を失うとともに、中長期的な成長を阻害する結果を招きかねません。</p> <p>したがってNTT経営形態の議論については、光の道整備の議論とは切り離し、冷静な議論をしていただくよう要望します。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>“光の道”に関するインフラ整備の議論と、NTTの経営形態問題を切り離して議論すべきという上記意見に賛成です。</p> <p>前回のパブリックコメントにおいて当社も述べたとおり、IRU方式によるデバイドエリア対策を含め、インフラ構築のスキームは既に出来上がっていると認識しています。そのような状況の中、改めて“光の道”として、NTTによるインフラ独占を復活させるような会社を設立することが、真に必要なのでしょうか。</p> <p>既に、ブロードバンドインフラが敷設されているエリアであれば新たに光を引く必要はありませんし、ブロードバンド未提供地域に対する対応であれば前述の通りRU方式・補助金等の活用により、インフラを構築していけばよいように思います。もちろん、コストを度外視して整備を行うか否かについては、慎重な対応が必要と思いますが、いずれにせよ、そうしたルーラルエリアに係るインフラ整備の議論と、NTTによる光インフラ独占の復活とは、まったく関係がないものと考えます。</p> <p>当社はNTT西日本や、電力系の通信会社との競合</p>	

状況を踏まえつつも、地域振興・情報格差解消の観点から、非競争エリアにも、自社リスクあるいは補助金の利用等により投資を行い、地道に線路設備を整備してまいりました。それにより、地域の方々の理解を得つつ、さらにサービスの向上を図るべく日々努力しております。このような、地域に密着した努力とは全く無関係に、ユニバーサル基金等の手法により張り巡らされた光を徒に安い料金で提供し、インフラ構築リスクを負わない事業者の参入を促し競争だけを煽るようなやり方は、健全な地方の発展を阻害する以外の何者でもありません。

については、インフラ構築に際しては、そのような経緯を考慮された上で、トータルのコスト効率性に優れる従来の枠組みを生かした方針によるべきであり、その枠組みの中で、当社としても、最大限の協力を行わせていただきたいと考えます。

また、“光の道”の政策目標については、前回の繰り返しになりますが、ブロードバンド利用率の向上を促すような規制改革、環境構築に主眼を置かれることを願ってやみません。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	NTT 東西の完全分社化が全てのスタートラインかつこれが実現しない限りは、「光の道」構想も挫折するものと考えます。 公正な競争状態の実現は国としての使命ですので、早急に行動を取られるように切望します。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見	我が国の財政状況を考えると、公的資金を使った整備は将来的な増税につながり、結局は国民負担増につながる可能性があります。 税金を投入せず民間主導により進めるのが適切だと思います。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
-------	-------------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	251
	意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	高齢者やICT弱者を含めたあらゆる層のユーザにとって使いやすく、かつそれを利用することで各々のユーザが大きな便益を享受できるようなサービスを創造するためには、民間と政府が両輪となってそれぞれの役割を果たしていくことが必要
上記の意見内容に対する再意見	<p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、ユーザが手頃な料金で利用可能となることが重要であることはもちろんですが、それにも増して、ICTリテラシーのレベルにかかわらず誰もが利用可能で、それらを使うことによりユーザの便益が大きく向上する多様なサービスの創出が極めて重要です。</p> <p>今回の意見募集においても、例えば、米国商工会議所殿(No.142)は、『日本のブロードバンドサービスの低価格についてはしばしば賞賛されているため、日本の未利用者は、これを重要な要因としては挙げないのではないかと思います』と述べており、同様の主旨の意見が、社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿(No.189)、東北インテリジェント通信株式会社殿(No.196)、中部ケーブルネットワーク株式会社殿(No.262)、名古屋商工会議所殿(No.278)等からも提出されております。</p> <p>従って、利用率の向上にむけては、弊社が先に提出した意見において述べたように、高齢者やICT弱者を含めたあらゆる層のユーザにとって使いやすく、かつそれを利用することで各々のユーザが大きな便益を享受できるようなサービスを創造することが何よりも重要であると考えます。弊社としても、フューチャースクールやEHR(Electric Health Record)等の教育・医療分野におけるICT利活用に向けた政府実証実験への参画や、映像配信サービス等の新たなインターネット関連サービスの普及拡大等、ユーザ利便性向上につながるサービス・アプリケーションの創出に向けて引き続き積極的に取り組んで参りたいと考えます。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
-------	----------------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	142
	意見提出者	CHAMBER OF COMMERCE OF THE UNITED STATES OF AMERICA
	提出された意見内容 (該当部分)	構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資および技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造的分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。米国商工会議所は、2004年に電気通信に関する大規模な研究結果を発表し、その中で、不安定な規制および分割規制が如何に投資の障害となり、新しい技術の開発を妨げるかに関する内容を含む、これまでに行われた最も包括的な電気通信業界に関する分析の1つを提供致しました。最終的に、FCCはこれらの分割要件を削除し、その結果、米国のブロードバンドにおける技術革新と投資は発展したのです。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛同します。</p> <p>技術やサービスのイノベーションは、設備競争環境により生み出されるものであり、電気通信市場における公正な競争環境が確保されることが必要であると考えます。構造分離政策により、アクセス回線会社が設立されると、「投資の障害、新しい技術開発の妨げ」に繋がり、公正競争環境が損なわれることになると考えます。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	143
	意見提出者	UNITED STATES TELECOM ASSOCIATION(米国電気通信協会)
	提出された意見内容 (該当部分)	意見募集では、「光の道」構想を実現するための手段として、構造分離ないし機能分離を検討することの是非に関する意見も求められていますが、当協会では、米国で試みられた構造分離が失敗に終わった経緯と著名な研究者らの見解を踏まえ、構造分離と機能分離が実施に多くの困難・費用・時間を伴うだけでなく、競争を促進して利用率を向上させる効果に欠けると見えています。このような規制上の負担を課すことは、新たな設備投資へのインセンティブを損ない、技術革新の遅滞を招きまます。米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛同します。</p> <p>技術やサービスのイノベーションは、設備競争環境により生み出されるものであり、電気通信市場における公正な競争環境が確保されることが必要であると考えます。構造分離政策により、アクセス回線会社が設立されると、「投資の障害、新しい技術開発の妨げ」に繋がり、公正競争環境が損なわれることになると考えます。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	181
	意見提出者	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	また光アクセス回線を取り巻く市場の競争環境は、NTT 東西殿へドミナント規制が課せられているにも関わらず、接続事業者が満足するには程遠いアンバンドル状況であって(光アクセス回線接続8分岐単位の問題、NGN アンバンドルにより他社音声通信サービスが提供できないこと等)、光アクセス回線の接続料の低廉化が進まないといった問題点もあげられます。これらを解決するとともに、新規事業者も参入しやすく利用率向上、市場の活性を目指すならば、NTT 東西殿アクセス回線網部門を完全分社化し、中立的な事業会社を設立すべきだと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記について意見を申し上げます。</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、複数の事業者による設備競争とサービス競争を展開することで、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に寄与するものと考えております。</p> <p>また、設備競争とサービス競争が両輪となった進化がサービスや付加価値を創出する原動力と考えるので、NTT 東西殿アクセス回線網部門を完全分社化した中立的な事業会社の設立には反対します。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	243
	意見提出者	株式会社ジュピターテレコム
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>普及促進のためには、国民が超高速ブロードバンドの導入に対してインセンティブを感じるような方策と、公正競争の促進が必要であると考えます。</p> <p>① 設備競争によるインフラ設備の技術革新とそれによるコスト削減、機能増強（増速や機能追加等）</p> <p>② サービス競争による多種多様なサービスの開発及び質の向上</p> <p>上記2点は、健全な競争環境を通じて、国民に対して魅力ある超高速ブロードバンドサービスの低廉な料金での提供を行ううえで、必要不可欠と考えます。</p> <p>設備競争が実施されない状態では、インフラの技術革新や、普及に対するインセンティブが働かず、新たなインフラ技術を利用した、多種多様なサービスの開発も行われません。</p> <p>設備競争とサービス競争はあくまで両輪として、促進されるべきであり、そのためにも新たな独占形態になりかねないインフラ整備の特定一社対応は行わず、市場に対応をゆだねるべきである。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>賛同いたします。</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、複数の事業者による設備競争とサービス競争を展開することで、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に寄与するものと考えております。</p> <p>また、設備競争とサービス競争が両輪となった進化がサービスや付加価値を創出の原動力と考えるので、インフラ整備を特定一社対応とすることは避けるべきと考えます。</p>

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	258
	意見提出者	イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>現在のNTT東西の光アクセスのアンバンドルルールでは、光ファイバ1芯単位、もしくは8分岐単位毎での接続となっているため、収容効率が見込めない新規参入事業者では、料金競争力を保つことが出来ず（接続料金と利用者料金の実質的な逆ザヤが発生）、実態上の参入障壁となっています。</p> <p>そのため、従来議論されてきたOSUの共用を行わない場合であっても、分岐端末回線単位（主端末部分含む）での接続料の設定を行うことにより、低廉化を実現すべきと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記について意見を申し上げます。</p> <p>分岐端末回線単位の接続料設定は、設備投資リスクを負わない事業者が安価に光アクセスを調達するものであり、設備投資に対する競争を阻害し、光アクセスの寡占化を助長することになります。その結果、ユーザ料金のさらなる低廉化やサービスの多様化が期待できなくなり、利用者の利益が損なわれることになると考えますので、反対します。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>これまで新規参入事業者としてリスクを取って設備投資を行い、NTTグループに“End-to-End”ベースでの競争を挑んできた通信事業者が、さらに積極的に投資を行い、より広範に設備競争が可能となるような枠組みを維持、強化することが重要です。</p> <p>そもそも電気通信市場においては、対等な競争を行うためには、全ての設備を自ら設置し、技術、設備、サービス等の総合的な競争を行うことが望ましいと考えます</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記意見に賛同いたします。</p> <p>技術やサービスのイノベーションは、競争環境により生み出されるものであり、電気通信市場における公正な競争環境が確保される必要があると考えます。</p>

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

<p>「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見</p>	<p>意見番号</p>	<p>269</p>
	<p>意見提出者</p>	<p>ソフトバンク</p>
	<p>提出された意見内容 (該当部分)</p>	<p>利用率向上を含む「光の道」整備に必要な公正競争環境確保の在り方について、弊社共の提案を以下に詳述します。</p> <p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離（完全分社化）を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>上記について意見を申し上げます。</p> <p>NTT東西殿のアクセス部門を主体とした構造分離により新設されたアクセス回線会社の設立は、光アクセスの寡占化を助長することになり、その結果、ユーザ料金のさらなる低廉化やサービスの多様化が期待できなくなり、利用者の利益が損なわれることになると考えますので、反対します。</p>

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	280
	意見提出者	西日本電信電話株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	さらに、設備のオープン化は既に世界で最も進展しており、これ以上の開放は、イノベーションや投資インセンティブを損なうとともに、電力系光サービスやCATVブロードバンド等との競争環境を激変させるものであることから、実施すべきでないと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛同いたします。</p> <p>設備のオープン化に関して、例えば分岐端末回線単位の接続料設定については、設備投資リスクを負わない事業者が安価に光アクセスを調達するものであり、設備投資に対する競争を阻害し、光アクセスの寡占化を助長することになります。その結果、公正競争環境が損なわれ、ユーザ料金のさらなる低廉化やサービスの多様化が期待できなくなり、利用者の利益が損なわれることになると考えますので、このような制度の導入については反対します。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	281
	意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>近畿地域における事例を紐解くまでもなく、これまでも複数の事業者が複数のネットワークインフラを整備し、設備競争を実施してきたことにより、サービス提供エリアの拡大、低廉な価格の実現、サービス品質の向上等を果たしてきたことは明らかであり、公正な競争原理が健全に機能することが、結果として利用者の利便性の向上、投資コストの低減、市場の拡大及び効率化努力等を通じた事業者の収益性の向上に繋がってきたといえます。</p> <p>このようなことから、少なくとも超高速ブロードバンド網を整備する主体を、現在一つの案として検討されているような、独占的な事業者一社に限定する案では、上述のような競争によるメリットを放棄するだけでなく、ネットワーク利用料の高止まりやサービス・保守運用の水準劣化、ネットワーク技術革新の停滞等の弊害をもたらし、ひいては利活用の低下につながる恐れが極めて高いといえます</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記意見に賛同します。</p> <p>複数の事業者による設備競争とサービス競争を展開することで、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に寄与します。結果として利用者の利便性の向上に繋がると考えます。</p> <p>そのようなことから、インフラ整備を独占的な事業者一社に限定することは設備競争とサービス競争を阻害するので避けるべきと考えます。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	266
	意見提出者	NTT ぷらら
	提出された 意見内容 (該当部分)	光に限らず、ADSL や無線を活用すべき。。。
上記の意見内容に対する再意見	そもそも、将来、何百倍もの通信料が発生する可能性のある状況では、ADSL や無線では対応仕切れないのは自明の理。 この数年でどんな情報通信のあり方が、生活者にとって便利で、その為にどんなインフラが必要なのかを、NTTには語って欲しい。 今の状況から語っている、いつものように、事なかれ施策になり兼ねない。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	1～295全般
	意見提出者	
	提出された 意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	<p>「光の道」構想に対する意見を読み、感想に近いですが再意見を提出させて頂くこととしました。</p> <p>日頃、我々が何気なく使っている日本のブロードバンド環境が、設備・料金面で世界の最先端を走っており、各国から高い評価を受けていることが分かりましたし、それも各企業、団体の方々が各々の立場で御苦労されたことの成果なのだと感謝の念が溢れてまいりました。</p> <p>直接ブロードバンド環境整備に携わっておられる方々のご意見は、そのお立場上からはどれをとっても、ごもっともなご意見とは思いますが、やはり最後はユーザ（一般国民）目線で話を整理する必要があるのではないかと感じております。</p> <p>今回の意見書の中には、専門的な内容も多く詳細な意見（反論）を提出するには至りませんが、ユーザ（一般国民）にも理解・納得できる大枠はこれらの意見書の中にちりばめられているように感じました。</p> <p>1. 超高速ブロードバンド未整備エリア（10％）問題</p> <p>環境整備は早急にできれば良いことは理解できますが、何が何でも2015年までにFTTHで実現しなければならないとは、経済的観点・技術的観点・国民ニーズの観点からも多くの方は思っておられないと感じます。</p> <p>まずはニーズの有無、大多数が望むのであれば期限の整理、目的・目標が明確になった時点で手段を選択する手順を踏んで行けば良いのではないと考えます。</p> <p>この一般的手順はすでにIRUを含め、地方自治体・民間企業の方々が鋭意努力されておられるので</p>	

これらのスキームを踏襲することで大きな問題が発生するとは思えません。むしろ技術進歩の速さを考えた場合こうせざるを得ないのではないのでしょうか？

これまで、設備競争を戦ってこられた各事業者の皆さんに更なる努力をお願いし、自由競争下でのサービス拡大・価格低下を期待するものであります。

## 2. 超高速ブロードバンドの利用率(30%)向上問題

本件は多くの皆さんが言っておられる通り、料金問題でもなければ、ましてや1事業者の組織形態の問題でもないことは素人目にも明らかではないかと感じます。

我が家では光を含めた固定系使用料は子供分を含めた携帯系の料金より下回っており、光が異常に高いとは思いませんが、本当にそのメリットを謳歌しているかと問われれば疑わしくなります。

私も、インターネットを電話回線、ISDN、ADSL、光と早期のうちに乗り換えてきましたが、その感激は乗り換えるたびに薄くなっていったような気がしております。当時はまだインターネットが一般化して間もない時期であり映像系コンテンツも少なく、メールとネットサーフィン程度で、回線スピードの変化をそれ程感じることはできなかったのかも知れませんが、一部ヘビーユーザがその高速性を満喫したのとは異なり、最後の光にしたときには本当に大きなメリットを受けたと心から感激できなかったのも事実です。さらには年齢を重ねるにつれ、目も悪くなりパソコンの前に座る時間も減り、ましてや動きの速い映像をパソコンで見るなど疲れを増すだけで御免こうむりたいという個人的な理由により光メリットの減少を起こしているのかもしれませんが、1. の30%エリアの皆さんも似たりよったりではないのでしょうか。

フレッツ TV で地デジを見るなどすればそのメリットは感じる例とは思いますが、多くの方が述べられた通り、超高速ブロードバンドの更なる普及には、生活に必須となるサービス・コンテンツの普及が第1となると考えます。最近光は話題になりますが NGN の実態が余りユーザには分らなくなっている感じがします。NGN をキーワードにしたサービス開発更には、新たなサービス概念の提唱がされることを期待しております。

## 3. NTT 組織形態の在り方問題

すでに、通信事業業界は十分過当競争の時代に入っており、一民間企業の組織形態の在り方について国民に意見を問う必要はなく、公正競争を実現するためには NTT に対してどのような条件を課すべき

なのかを整理・提示し、その条件を満足する組織形態については企業が独自に検討・整備すればよいのではないのでしょうか。まして、民間企業が競争条件下において構築してきた設備を召し上げ、公社時代に戻すような施策を検討すること自体国民には理解しがたく、政策に対する不信感を募らせるのではないのでしょうか。一部ユーザから出ていた NTT の再統合によるサービス向上についても、FMC 時代の幕開け、通信と放送の融合等時代の流れを考えた場合一考を要するものではありませんが、一社独占に至る弊害も想定され、今後の更なる慎重な検討を期待するものであります。

#### 4. その他

通信市場で世界の最先端を走る日本のブロードバンド技術が世界に大きく羽ばたいていない現状に多少の不満を覚えています。

原口総務大臣が地デジの南米・アフリカへの展開に意気軒昂なお姿を拝見するにつけ、国内の通信政策ばかりでなく「通信と放送の融合」をも含めた通信市場における世界戦略を構築することこそ、「光の道」構想のなすべきことではないかと関係各位に期待するものであります。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
提出された 意見内容 (該当部分)	<p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>	
上記の意見内容に対する再意見	<p>過去の事業を見るに、特定法人や NTT 等の半民間会社に任せるとコスト高の体質で料金も高止まりで事業をされており、また、公的資金を入れたにも関わらず他の事業に資金を回されていても判りません。</p>	

	資本関係のないアクセス会社の設立、もしくは既に事業をされていることから完全な構造分離を行う、もしくは光回線の分社化の上で詳細な財務諸表等の公開や接続料設定の開示を行うべきと考えます。
--	---

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(5) アクセス回線会社の資金調達 弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。</p> <p>光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。</p> <p>以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>ソフトバンクの意見である「アクセス回線会社の設立」に賛成します。</p> <p>公的資金の投入無しにアクセス会社設置でき、結果的にユーザに対し安価な回線提供及び100光提供できるにこしたことはありません。</p> <p>このためにもNTTは、コスト資産を公開すべきですし濃く見が議論できる場も必要と考えます。</p> <p>また、別に記載されている新アクセス会社へのNTT社員の人材活用も賛同します。雇用悪化の回避だけでなく光整備に関わる新たな雇用の創出の可能性が高いと期待する部分でもあります。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	
	提出された 意見内容 (該当部分)	まず、「光の道」整備の際に、各世帯にWiFi機能を具備するアダプタを配布するとともに産学官が連携の上、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政などが、その候補になると考えられ、2015年の「光の道」整備完了次期を目処にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>今後は、地方など過疎化がさらに拡大し、かつ高齢化が加速します。そのような中、過疎地域の高齢者などは市役所などの行き来、離れて暮らす家族とのコミュニケーションなどが電子化(ネットワーク化)が無料で提供されることは非常に意味が大きいと思います。</p> <p>医療などは特に高齢者は、健康の心配、通院など金銭的な負担や、病院への移動の負担など大きいものがあります。これが、自宅などでネットを通じた遠隔医療などが進めばすばらしいことだと思います。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	メタル回線撤去の必要性 現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重 構造となっているた め、維持費が割高になっています。メタル回線については、その 60%が敷設後20 年以上 経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維 持費のほとんどがメタル 回線に起因するものとなっています。
上記の意見内容に対する再意見	二重投資を止めてコスト削減を行なって欲しい。コスト削 減を利用者(国民)に還元して欲しい。 また、生活に欠かせないものになっているので、安定的 にサービスを提供して欲しい。(故障は困る)	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	日本の競争力を復活させるためには、成長分野であり日本経済の牽引役でもある情報通信産業を中心に他産業の ICT 化等を通じて、経済全体への波及効果を与えることが重要です。 また、国内に目を向けても、地域による医療格差や学力の低下等、日本は様々な社会問題を抱えています。これらの課題は、電子医療や電子教育といった ICT 技術を活用することで解決可能です。このように ICT を活用して様々な課題を解決していくうえで、「光の道」構想は必要不可欠であり、基盤となる施策です。
上記の意見内容に対する再意見	強く賛同します。 日本の競争力を高めるために、国家が国内で策をうつ非必要があります。国内でより多くの競争力ある ICT を提供できるインフラを整備し、そこにおける競争下において培われた ICT を、諸外国に提供できるようにならなければなりません。日本のブロードバンド大国としての立ち居地は、すでに危うく、ここで策を打たなければ ICT 分野で諸外国に先んじることはできません。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見	潰瘍性大腸炎を患っておりますが、全国どこの病院でも自分の過去の診察情報等がスムーズに見て頂けるような環境が早くできる事を望んでいます。 よって「光の道」構想に賛同致します。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	北海道総合通信網株式会社
-------	--------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>4 頁 29 行目</p> <p>なお、FTTHの利用率向上を図るうえでは、需要増に対応できるだけの光ファイバ敷設に係る工事力の確保が必須であります。</p> <p>この点、2015年頃を目途に超高速ブロードバンドの利用率を100%にすることを念頭に置いた場合、現状の2倍～3倍程度の工事量を工事会社にこなしていただく必要が生じると想定されるため、必要なスキルを持った要員確保、2016年以降の当該要員の雇用確保といった現実的な課題について、その実現性を含め検討する必要があります。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は北海道を基盤として道内で線路設備を自前で敷設してサービスを行っている事業者であります。このような立場から、意見提出者の意見内容に賛成するものであります。</p> <p>北海道の場合、広大過疎であるがゆえに条件不利地域では、基盤整備するために他地域での市外線路並みの設備が必要となるとともに、気候等により予定工事期間の遅延、寒冷地特有の装備・工具等が必要など、特殊要因が多々存在いたします。</p> <p>加えて、現状でも最大限に効率良く工事を行っている状況であり、これ以上の新たな大量の工事を行うことは、工事要員確保などの検討も必要と考えます。</p> <p>また、新設時に大量の工事員を確保いたしましても工事終了後は維持管理作業だけになり、余剰人員発生の可能性があり、これらの雇用対策についても事前に十分検討しておく必要があるのではないかと考えられます。</p> <p>このようなことから、意見提出者の実現性を含めた検討が必要という意見に賛成するものであります。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	5 頁 23 行目 NTTの組織形態についても、公正競争環境の確保、市場支配力行使の抑止の観点から検討すべきであって、「光の道」整備そのものと関連づけるべきものでないと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社では本来、利活用の課題解決と NTT 組織体系の議論とは別の次元の議論ではないかと考えております。</p> <p>また、NTT 組織体系については意見提出者が述べているように様々な角度から多面的に検討を加える必要があり、短期間で早急に結論を出すべきではなく、かつ、短期間で結論に達することは実質的に無理ではないかと考えております。</p> <p>従いまして、今回の「光の道」の利活用の問題とは切り離して、新たな場で時間をかけた議論が必要と思われることから、提出意見に賛成いたします。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>5 頁 26 行目</p> <p>① NTTグループの市場支配力等に係る問題</p> <p>NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にあります。さらにNTTグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせております。</p> <p>特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用されない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるなし崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこれらを是正することが必要であります。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>NTT は依然として強大なマーケット支配力を持っており、加えてNTT 配下の多数の関係会社等によるグループドミナンスを有しております。</p> <p>NGN のサービス開始に際しては、従来の NTT 東西が県内、NTT-コミュニケーションズが県外をそれぞれ分担するという大原則が崩れ、相互に乗り入れることが可能となっております。</p> <p>一方、上記の会社に対する規制が適用されない県域子会社などを通じた事業活動や活用業務がなし崩し的に行われ、圧倒的な市場支配力を有する現状となっており、公正競争条件にゆがみが生じていると認識しております。</p> <p>このようなことからNTT 持株、NTT 東西、NTT-コミュニケーションズのみならず、グループ会社トータルの競争力と市場支配力に鑑み、グループとしてのドミナント規制強化は必要であると考え、提出意見に賛成するものであります。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI 株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1 頁 26 行目 (4)「光の道」の前提となる競争政策の在り方 「光の道」の果実をすべての国民がもれなく享受できるためには、以下に述べるように、今後の競争政策においても、IP化の進展に伴う市場環境の変化を踏まえつつ、より一層設備競争とサービス競争をバランスよく促進していくことが望まれます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は北海道を基盤として自前で線路設備を敷設しサービスを行っている事業者であります。</p> <p>北海道は広大過疎に加え、需要が道央圏に集中していること、都市集積度が低くかつ都市間距離が長大となっていることから、道内でも設備競争とサービス競争ができる地域、サービス競争のみできる地域、設備競争もサービス競争もできない地域があります。</p> <p>「光の道」構想で課題となっております条件不利地域とは正に設備競争もサービス競争もできない地域と考えます。</p> <p>このような地域であるがこそ、民間事業者が主体となって、お互いに切磋琢磨しながら、設備競争とサービス競争を進める必要があると考えており、今後とも二つの競争がバランスよく促進され、利用者の利便性向上を図ることがもっとも大事なことではないかと考えております。</p> <p>従いまして、「光の道」構想推進に際しましても、一部の事業者が独占的に設備やサービスを提供するのではなく、全ての事業者が設備競争とサービス競争の両方を公平に行うことができるようにすることこそ国民全体の利益になると考えておりますことから、提出意見には賛成であります。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>4 頁 2 行目(別紙)</p> <p>しかしながら、地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1 施工班当たりの1 日の工事件数を3 件に増やすことが可能となります。</p> <p>施工班が年間240 日勤務を行うと仮定した場合、1 施工班当たり年間720 件の工事が可能となりますので、5 年間で4,200 万回線を整備するためには、施工班は約12,000 班必要となります。1 施工班の編成は工事従事者2 名+ガードマン1 名を基本として考えていますが、現在、全国の電気通信工事従事者の数は約14 万人となっており、12,000 班の編成が十分に可能な規模であると言えます。</p> <p>以上のことから、12,000 班×720 件/年×5 年=4,320 万となり、約4,200 万回線の工事は5 年間で十分可能と考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>弊社は広大過疎地域である北海道を基盤として道内で線路設備を自前で敷設してサービスを行っている事業者であります。</p> <p>線路敷設にあたっては実工事以前に設計・諸手続(申請)など多くの事務処理が発生いたします。現状では、これらの申請資料作成作業に多くの時間がかかっていること、一方、これらの申請に対する許認可作業についても多くの時間がかかっております。</p> <p>また、北海道の場合、都市集積度が非常に低く、かつ都市間距離が長いことから、特に条件不利地域では、基盤整備するために他地域での市外線路並みの設備が必要になることもあり、さらには気候等により予定工事期間の遅延が発生する可能性が大きいことは地元の事業者として経験的に熟知しており、予定工期に算定にあたってはこのようなことも配慮されなければなりません。</p> <p>さらに、積雪寒冷地域であることから実工事にあたっては装備・工具等についても特有のものを用意しなければならないなど、特殊要因が多々存在することも事実であります。</p> <p>加えて、現状でも最大限に効率良く工事を行っている状況であり、新たに大量の工事を行うことになると、工事要員確保に関しても机上計算の通りはいかないと思われまます。</p> <p>なお、新設時に大量の工事員を育成いたしましても工事終了後は維持管理作業だけになり、余剰人員発生の可能性があり、これらの雇用対策についても事前に十分検討しておく必要があるのではないかと考えられます。</p> <p>このようなことから北海道を事業基盤としている弊社では、</p>

	意見提出者の意見内容には大いに疑問があるものであります。
--	------------------------------

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	4 頁 20 行目(別紙) このような弊社共の提案に対し、超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT 東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務であることは明白です。
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は広大過疎地域である北海道を基盤として道内で線路設備を自前で敷設してサービスを行っている事業者であります。</p> <p>一般的に需要密度が低い地域での工事費用や設備管理維持費(施設保全費)は、需要密度が高い地域と比べて割高になります。</p> <p>北海道における工事費用につきましては、札幌を中心とする道央圏の需要密度が高いものの、それ以外の地域は全て需要密度が低い地域であり、加えて積雪寒冷地域であるが故の対策が必要となり、スケールメリットが享受できず他の地域と比べて割高になっております。</p> <p>加えて設備管理維持費(施設保全費)につきましては、日常的に設備の維持管理を行っている経験上から、その多くは支持物(電柱)の支障移設費とその関連費用が大半を占めており、これはメタル回線を光回線に置き換えたとしても恒常的に発生する費用であります。</p> <p>このように工事費用や設備管理維持費(施設保全費)は、需要密度や地域特性などによって左右されるものであり、更に設備維持管理費用(施設保全費)には恒常的支出があることから、意見提出者が述べられている地方部のメタル回線を光回線に置き換えたとしても構造的問題の解決にならず、この意見については疑問を感じます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256、279
	意見提出者	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本電信電話株式会社 2 頁 12 行目(別紙) 基盤整備はあくまでも民間ベースの設備競争が基本ですが、残り約 10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。</li> <li>・ 東日本電信電話株式会社 2 頁 10 行目(別紙) また、光については、90%のエリアをカバーしていますが、今後さらに光でカバーしていくのであれば、これまでどおり、国・自治体が推進するIRU(公設民営)方式をとることが必要であり、サービス提供にあたっては、NTTとして最大限努力していく考えです。</li> </ul>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は北海道を基盤として自前で線路設備を敷設しサービスを行っている事業者であります。</p> <p>北海道は広大過疎に加え、需要が道央圏に集中していること、都市集積度が低くかつ都市間距離が長大となっていることから、道内でも設備競争とサービス競争ができる地域、サービス競争のみできる地域、設備競争もサービス競争もできない地域があります。</p> <p>「光の道」構想で課題となっております条件不利地域とは正に設備競争もサービス競争もできない地域と考えます。</p> <p>インフラ整備については設備競争が基本という意見については賛成いたしますが、条件不利地域での基盤整備については現状 IRU による整備が主体となっており、北海道においてはほんの数例を除いては全て NTT が設備設置事業者となっているのが現状であります。</p> <p>この背景には、NTT の資金力、工事能力、社会的信用力、ネームバリューなど過去の国民の税金を投入していた時代の有形・無形の資産によるところが非常に大きいものと考えられます。</p> <p>従いまして、NTT がこれらの過去からの資産を活用している以上、公的支援を得て NTT が施設し IRU 契約によって NTT のみが利用する設備については、NTT 以外の事業者が公正・公平に利用できるよう、無条件に開放すべきではないかと考えております。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア.光アクセス基盤整備のあり方(4)メタル回線の撤去の 必要性
上記の意見内容に対する再意見	維持費の二重投資、より光回線の普及拡大化への加速 には不可欠であり、早期に撤去、移行を進めるべき	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	オッズパーク・ばんえい・マネジメント株式会社
-------	------------------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に、賛同致します。
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
-------	------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア 光アクセス基盤整備の在り方 イ 光利用率向上について
上記の意見内容に対する再意見	<p>閉塞感の強い我が国経済社会の活性化のために、ICTを使いやすくし、役立てるための適切な施策を講じることは、全面的に賛意を惜しみません。</p> <p>他方、本意見は正直現実的とは言い難い内容を含む考え方であり、これらを再考、改善しなければ、将来にわたり我が国経済社会の「神経系」をいたずらに混乱させるだけでなく、国民にも様々な負担等を生じさせる可能性について、危惧しています。</p> <p>(1) 国民が求める情報通信ネットワーク</p> <p>今回の主題の一つは、これまで百年にわたり我が国の情報通信を支えてきたアナログ電話網が陳腐化・老朽化し、これに代わる使い勝手の良い次世代のネットワークをどう整備し、併せて国民の情報アクセスを確保するか、という点と認識しています。</p> <p>言うまでもなく、国民にとって理想のネットワーク環境とは、有線・無線、通信用・放送用等の区分を問わず、「いつでも、どこでも、ストレスなく、好きなだけ」利用できるシームレスなネットワーク環境であり、ケーブルテレビを含む各事業者もこの環境の実現を目指して、(競争的な)設備の整備や高度化等の努力を行ってきました。</p> <p>現在約90%程度の世帯をカバーしている光ファイバ網については、高速大容量で一定の有用性が認められますが、現在のところ、需要が不透明である、他の様々なネットワークに比して敷設費用が高いなど、必ずしもコスト効率性等に優れているとはいえません(光へのマイグレーションに伴う維持管理費の抑制効果については、コスト計算の現実性、安全・信頼性の十分な確保等の観点からまだまだ精査が必要であり、現行の計算結果はにわかには受け容れ難い)。このような特定のネットワークを、民間主</p>	

導原則の中で公費の投入が困難だからといって、わざわざ独占的事業体を設立してまで(最悪の場合、設備競争のメリットを一切放棄して、また、実現不能のリスクを押し)条件が不利な未整備地域に一律に敷設すべきというのは、残念ながらいささか短絡的で、拙速な議論と言わざるを得ません。

「NTT光の空白地域」には、現在でもアナログ電話網だけでなく、ケーブルテレビ網(HFC、FTTH)や公設民営方式のブロードバンド網(無線、HFC、FTTH など)が存在し、それぞれの地理的条件や地域ニーズ等に応じて情報通信サービスが提供されています。

はっきりしているのは、国民に必要なのはアナログ電話網からの移行に耐える使い勝手のよい多様、柔軟かつ競争的なネットワーク環境の存在であり、この移行の際コスト効率性が大きなキーワードとなっている以上、必ずしも敷設費用が高い光ファイバ網を不採算地域に整備することに拘泥する必要はないということです。コスト削減インセンティブがなく、料金の低廉化等が期待できない独占的事業体が整備する場合については、なおのこと経済合理性に乏しいと言わざるを得ません。

地域(未整備地域を含む。)におけるネットワーク整備については、FTTHを万能視するあまり、オーバースペックの設備が余剰な「ハコモノ化」することのないよう(=国民の過剰な負担を避けるため)、一定の機能や拡張性等(プライマリ電話の提供が可能などを含む。)を有することを前提に、無線、HFC、FTTHなど多様なネットワークの中から、基本的に各地域や事業者が地域の実情に即して整備し、国民はこれらから自らが利用したいネットワークを柔軟に選択できるようにすべきと考えます。

## (2) 利用率向上について

独占的なブロードバンド網の整備主体を設立する場合に、歴史的にも論理的にも利用料金が低下するとは考えにくく、これが本意見にあるような利用率向上に結びつくことは想定しがたいと考えます。

また一口に利用率向上とは言うものの、ブロードバンド網を利用した公的サービスやアプリケーションの提供一つを見ても、地域の住民・自治体・事業者等が長い時間をかけて密接に連携協力し、試行錯誤を繰り返して初めて実用的な成果が生み出されるものであり、意見にあるように半ば自然発生的に「光ブロードバンドが全世帯に整備されることで、公的サービス以外にも光ブロードバンドインフラを利用した魅力的なサービスやアプリケーションが登場してくることが予測」と主張するのは、いささか楽観的に過ぎると思われるところ、意見提出者が産学官で推進するという「公的サービスの利用環境整備」の早急

な具体化が必要と考えます。

なお、当連盟では、現在内外の英知を結集してケーブルテレビが地域のために何ができるかを集中的に検討しており、この一環として、公共情報サービスの提供を含むケーブルテレビ・ブロードバンド網の利活用についても重点的に推進していく所存です。

### (3) 何をなすべきか

今般このような意見が提出された背景には、我が国の閉塞的な経済社会状況をICTを突破口に打破したいという強い思いの他に、①設備競争に加えて上位レイヤーを中心としたサービス競争のニーズが高まっていること、②地域活性化等の課題を抱える地方部を含め高速ブロードバンド網の利活用が十分に進んでいないこと等の要因が存在すると考えられます。

このような諸課題に取り組むためには、適正かつタイムリーな市場動向の把握や競争状況の評価とレビュー結果の施策への反映、より円滑なサービス提供を促すための健全な公正競争条件の整備及び反競争的行為への厳正な対処、円滑な紛争等処理機能の確保、利活用阻害要因の早急な解消などが強く求められるところです。

当連盟及びケーブルテレビ事業者としても、国民、地域社会との確固たる信頼・協力関係を礎に、ICTを通じた我が国経済社会の活性化に資するため、地域ニーズの的確な把握と多彩なソリューションの開発、より高度かつ実用的なネットワーク及びサービスの構築、提供等に積極的に取り組んでいきたいと考えます。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	長崎県
-------	-----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	7
	意見提出者	福岡県
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早急に光ファイバ網をはじめとする超高速ブロードバンド等の情報通信基盤整備を進めるべきである</li> <li>・民間事業者のインセンティブを高める施策を講じる</li> <li>・整備後の安定的な維持・運用を確保するため、ユニバーサルサービス制度の創設を行うなど、ランニングコストに対する支援策も講じるべきである</li> </ul>
上記の意見内容に対する再意見	<p>人口の流出、高齢化の進展等が著しい離島等の条件不利地域においては、産業活性化や住民サービスの向上を図る上で、ICTを活用し、地理的ハンディキャップを解消することが大変重要である。今年度までにブロードバンド環境の整備は県内においてほぼ達成されるものの、今後は、さらに高速かつ大容量の通信が可能となる超高速ブロードバンド基盤が重要な社会インフラであると考えており、産業活性化や地域振興はもとより安全・安心の暮らしの実現のためにも、本県においてもその整備は喫緊の課題であり、福岡県の意見と同様に早急に整備を進めるべきであると考えている。</p> <p>特に、本県は、県土のほとんどが離島・半島地域であり、超高速ブロードバンド基盤整備が進んでおらず、約30%の世帯で未整備の状態にあり、情報格差是正という観点から、公共が主導して基盤整備を行うことが必要と考える。</p> <p>しかしながら、情報通信分野においては、民間主導が効率的であるとの基本認識から、民間事業者の参入障壁となっている多額の初期投資を軽減し、投資インセンティブを高めるような補助金の創設、つまり、初期投資において不採算となる額の補助、また、整備後の安定的な維持が可能となるようなランニングコストに対する支援策を福岡県が提案されているが、本県においても同様に課題となっており制度の構築をお願いしたい。</p> <p>さらに、現在、各地域においてすでに国のICT交付金などを活用することによって自治体等で整備されたそれぞれのエリアの光ファイバ網を外部の超高速ブロードバンドに接続するために外部とのバックボーンとなる光ファ</p>	

	イバー幹線の整備をするべきであるとする。
--	----------------------

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	199
	意見提出者	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>① 、NTT東西のみがこれを果たすとの前提はありえない 訳であり、全ての超高速ブロードバンド提供事業者の 共通の取り組みとすべきであると考えます。</p> <p>② No.199 全国一律で効率的なインフラ整備を推進するア クセス回線会社であれば採算性は確保可能とし、光回 線は月額1,400円で提供可能と主張されていますが、こ のような非現実的かつ不十分な試算に基づく政策判断 は是非とも回避する必要があると考えます。</p> <p>③ドミナント規制の見直しについて NTTの市配力を意図しているのであれば、論点として不 十分と言わざるをえません。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記①について 光の道では、光ファイバーの自由化が重要であり、元々 税金で敷設された光ファイバーを特定企業のみが、保有 し続けたことが自由化の促進が遅れている一因であると 考えます。国民の財産である光ファイバーを自由に 各企業が使用できるようにすることが重要であり、それが より市場競争力を生むことになると考えます。</p> <p>上記②について 月額 1400 円の提供が非現実的というのは、NTT のコスト や人員をベースに議論しているからであり、自らの情報を 開示し、なぜできないのか、いくらでならいいのかを 明確にすべきである。それができないのであれば、NTT の高コストや人員を絶対視した議論であると考えられる。</p> <p>上記③について NTT の現状の光についての寡占状況をみれば支配力は 当然あるといわざるを得ない。 元々税金を元に敷設された光ファイバー資源をベースに</p>

	<p>FTTHでは、ファイバーの適切な開放をせずに、自社の利益を追及した実績があり、まさに、ドミナント規制の見直しが必要であるとする。</p>
--	---

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	大分ケーブルテレコム株式会社
-------	----------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア. 光アクセス基盤整備の在り方 イ. 光利用率向上について。
上記の意見内容に対する再意見	<p>我が国に広くあまねく提供される超高速ブロードバンドアクセス基盤が必要であること、及び、いずれメタル回線のリプレースが必要、という、意見番号269提出者の意見の骨子について異論はありませんが、その手段として、NTT東西のアクセス部門を母体にした民間会社が独占的にFTTHを整備し、全世帯まで引き込むことについて反対の意見を表明します。</p> <p>意見番号269ア-(1)項では、「現在の世帯カバー率90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT東西殿の設備により構築されていること」という前提から、「NTT東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的」とあります。仮に我が国のブロードバンド基盤をNTT東西「のみ」が構築しているのであれば、上記前提は成立しますが、実際には当社の様なケーブルテレビ事業者や自治体、電力系事業者が提供するネットワークも同じエリアに存在しています。</p> <p>特にケーブルテレビ事業者は、地元自治体、市民と連携し、多チャンネル放送やインターネット事業、行政放送等のコミュニティチャンネルを中心に、地域に密着した情報を発信してきました。その事実を直視しないまま、意見番号269の主張通りの整備が行われれば、それは既存の事業者をないがしろにするだけでなく、その事業継続性自体を危うくすることになり、その結果、既存事業者のお客様、株主、地元自治体、市民などのステークホルダーが被る不利益は甚大なものとなることは言うまでもありません。</p> <p>同社は(1)項末尾で、“アクセス回線会社の公正競争環境について、イにて詳述する”、とされていますが、そこでは</p>	

アクセス回線会社と既存事業者の公正競争環境については一切触れられておらず、アクセス回線会社のインフラ上で提供される上位アプリケーションサービスの競争が無くなることにすり替えられています。更には、本来なら設備競争が働かなくなる結果、インフラ部分においては中長期的な利用料低下やサービス向上が見込めなくなるにも関わらず、「低廉な光アクセス回線料をベースにした上位サービスの競争が活性化し…」などの表記だけに留まっており、踏み込んだ説明がされていません。

尚、ア-(4)項にてアクセス回線維持費が示されているが、実際にネットワークを構築してサービスを提供している事業者としての経験上、保守・管理費は実際には予想以上にコストがかかるものであり、かかるコスト増が利用料増となって利用者に転嫁されないよう、十分な保守管理体制を確保することがこの計算で本当に可能なのかどうか、十分な検証が必要と考えます。

以上を鑑みると、同社の主張は、所々で理解できるところはあるものの、全体としては、「NTT 東西のアクセス部門を別会社化して、その会社が全国一律に FTTH 網を引き込む」という結論ありきで、本来議論すべきところに目をつぶってまとめている様に見える点を危惧します。

同社があくまでも、「NTT 東西のアクセス部門を別会社化して、その会社が全国一律に FTTH 網を引き込む」という結論を目指すのであれば、それが実現することによる既存事業者(とそのステークホルダー)への影響、競争原理が働かないにも関わらず中長期的にネットワークの高度化、利便性の向上、利用料の低下を実現できる根拠を示すべきです。逆に言えば、それらが十全に議論されないまま、同社の意見を実現に移すべきではない、と当社は主張します。

大分県においては、最後のブロードバンドゼロ地域でした九重町において、九重町が計画した FTTH を通した利用希望の聞き取り調査を実施した結果、インターネットのみの利用希望は 20% で、多チャンネル放送やコミュニティチャンネル等の複合ケーブルテレビサービスの利用希望は 80%。という結果を得ました。平成 22 年 3 月末時点での九重町の加入状況は 100% に至り、更に竹田市や国東市、臼杵市、佐伯市等においても FTTH (一部 HFC 含む) を利用した加入率は平均して 95% から 97% を開局 3 年以内に達成しています。

九重町における事実から判断されることは、県民の皆様が要望され、希望されるニーズに対して、如何にしてお答えすることができるのか、といこうことを具現化することで賛同を頂き、結果として未整備エリアの解消に繋がるものと考えます。未整備エリアの解消策として、単に光ファ

イバーを敷設し低廉な利用料金による提供だけではルーラル地域における加入は進まないと考えます。

当社は大分市において、19年に渡ってケーブルテレビ事業を展開しており、多チャンネルケーブルテレビ事業のみならず、世界で初めて160Mbpsの超高速インターネット接続サービスを開始、プライマリIP電話サービス、STBでのビデオ・オン・デマンドサービスなどの高度なサービスに加え、本年3月には地域WiMAX免許を取得して、大分市内20万世帯に対して高速無線ブロードバンドのWiMAXサービスを、7月より開始したところであります。

以上の通り、当社のサービスは、NTT西日本のFTTHサービスと比較しても遜色無いどころか、同等以上のサービスラインアップを揃えており、有線から無線まで多彩な選択肢をご提供できていることは、お客様の利便性向上、地域の発展・情報化に貢献しているものと自負しています。厳しい経済環境、競争環境の中で、そういった事業を地道に行ってきた事業者からの提言として、当社の意見を検討頂ければ幸いです。

なお、大分県下の整備率は、大分県が構築した「豊の国ハイパーネットワーク」により県下世帯数489,944戸に対し467,677戸が整備(現在整備中も含む)され、整備率は95%で未整備率は5%となっています。この数字は、県下18市町村のうち16市町村で民間事業者と、自治体自らが光ファイバーを整備し、ケーブルテレビ事業者との協調、協同活動によるものであり、残る未整備エリアについても、現体制でカバーできるものと確信しています。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それ による競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサ ービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれる こととなります。
上記の意見内容に対する再意見	NTT 構造分離を推進しなければ、90%以上も市場シェアを独占してい るNTT グループ独占となりかねない状況。競争原理が働かない。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTTのアクセス回線部門の構造分離による税金ゼロの民 営専門会社による光アクセス回線の施設が必要
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛成。電柱など国の資産を使った光アクセス 回線の90%を持つNTTが民間会社と競争すべきでは ない。 光アクセス専門会社として、資本、構造分離をさせて税 金ゼロの民営会社として事業推進すべき。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	199
	意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>◇基盤整備のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前提として、「報告書」で指摘されている通り、「国民負担をできる限り軽減するとともに、効率的かつ効果的に」整備するには、「民間主導での事業者間の設備競争のもとで整備」する必要があると考えます。</li> <li>・この考え方からは、NTT東西のみがこれを果たすとの前提はありえない訳であり、全ての超高速ブロードバンド提供事業者の共通の取り組みとすべきであると考えます。</li> </ul> <p>加えて、NTT東西のみ、アクセス網保有部門の組織的な再編成を強いられる合理的な根拠は成り立たないものと考えます。</p> <p>また、例えば、NTT東西を構造分離すること等により、一元的に基盤整備を担う主体を設けるためには、設置スキームや法制度の整備等に時間を要するとともに、実現に際しては多大なコストを要する上、ユーザ利便、投資インセンティブ、経営の効率性、事業の継続性の担保等様々な課題があることから、一元的な整備主体を新たに設けるという考え方はとるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、「報告書」にある通り、「基盤整備を加速化させるインセンティブとして、一定の公的支援」が必要となるこの考え方には賛同しますが、多大なコストを要する一方で、利用率向上のために低廉な接続料金を実現するという「二律背反」的な課題を克服するためには、所要のコストを十分に賄える水準である必要があると考えます。</li> </ul> <p>ソフトバンク殿は、全国一律で効率的なインフラ整備を推進するアクセス回線会社であれば採算性は確保可能とし、光回線は月額1,400円で提供可能と主張されていますが、このような非現実的かつ不十分な試算に基づく政策判断は是非とも回避する必要があると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		「民間主導での事業者間の設備競争のもとで整備」

とする考えは従来の競争施策と変わりなく、光敷設100%(90%→100%)を「国民負担をできる限り軽減するとともに、効率的かつ効果的に」2015年までに整備達成できるとは考えにくい。未整備地域の10%は、離島や過疎等の条件不利地域であり、従来どおりの設備競争において、事業者は同地域への敷設を行うことではとても採算が合わず、二の足を踏んでいる状況である。条件不利地域においては、情報格差が深刻であり、今後地理的な条件不利を解消することに最も期待されるのが光回線(ロケーションフリーであるインターネットによるビジネスや、電子医療、電子カルテ、電子教育等)であるため、同地域への光回線敷設は急務であるが、「国民負担をできる限り軽減するとともに、効率的かつ効果的に」整備することを考慮すると、公的資金の投入なしに光アクセス基盤100%整備が実現可能とするソフトバンク殿の意見が最も現実的であると考え

る。

アクセス回線会社の設立において、ドコモ殿の指摘する課題(実現に際してのコスト、ユーザ利便、投資インセンティブ、経営の効率性、事業の継続性の担保等)についてもソフトバンク殿の意見で解決できるものと考ええる。また「設置スキームや法制度の整備等に時間を要する」との理由で構造分離が難しいとされている点は、その根拠を明示した上で、2015年の期限の延伸等を政府へ提言すべきであると考え

る。

ソフトバンク殿の主張する採算性・光回線の提供価格について、ドコモ殿が「非現実的かつ不十分な試算」と意見されているが、ソフトバンク殿の意見には、その根拠及び実現性は明示されており、相対的に最も具体性に優れた意見である。

よって、ソフトバンク殿の意見に賛同する。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元

KDDI 株式会社

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

※本意見書中では敬称を省略しております。

#### 【はじめに】

電気通信市場は、IP化の進展によりプラットフォーム・端末・アプリケーション等を組み合わせたビジネスモデル間の競争が展開され、様々な組合せによって多様なサービスが実現する時代に移行しつつあります。すべての国民が早期に「光の道」の果実を享受することを可能とすべく、「光の道」構想を推進することに賛同します。

その実現にあたっては、これまでの競争政策の成果を活かして多様な技術、ノウハウを活用し、国民負担の増大を招かないよう効率的に進めるべきです。国庫負担を最小化しつつエリア整備を推進するという国家の政策目標を達成するという観点から、当社としても、政策目的を踏まえ、他のエリアでの基盤整備とあわせて「光の道」整備の一翼を担う用意があります。

民間主導により競争を通じてブロードバンドインフラの基盤整備を進めるためには、これまで設備投資のリスクを負ってNTTグループに競争を挑んできた通信事業者が、さらに積極的に投資を行い、より広範に設備競争が可能となるような枠組みを維持、強化することが重要であると考えます。

あわせて、「光の道」の実現においては、ICTの利活用を促進させることが重要になります。サービスの多様化や料金の低廉化、ひいては産業の発展、国民生活の向上を実現するためには、IP時代の市場環境の変化にあわせて、ブロードバンド基盤を活用したサービス競争を促進させる必要があります。

そのためには、光アクセスの普及につれて線路敷設基盤等のボトルネック設備を有するNTTグループの市場シェアが高まる傾向にあることに留意し、NTT東・西のボトルネック設備に対する開放ルールを更に強化・徹底する必要があります。

更に、IP化に伴って、電気通信市場における競争環境がアクセス網の競争からプラットフォーム・端末・アプリケーション等を組み合わせたビジネスモデル間の競争へと移行していることを踏まえれば、NGN等のボトルネック設備と一体で構築されているネットワーク上の機能をオープン化し、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整え、サービス競争を活性化する必要があります。

また、上述した電気通信市場における競争環境の変化を踏まえれば、設備に着目した現行のボトルネック規制のみならず、レイヤーを跨る強大な企業同士の排他的な連携やブランド力等を含むサービスレベルでの過度な市場支配力の行使に対して、公正な競争環境を維持するために適切な事前規制を課すことのできる新たな枠組みに則った競争政策が必要と考えます。

①基盤整備の在り方について

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	243
	意見提出者	株式会社ジュピターテレコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	これまで、設備競争を中心に超高速ブロードバンドサービスのカバーエリアが増加してきたことを鑑みると、業界努力としての設備競争を無に帰す、ユニバーサルアクセス会社やNTT 機能分離によるアクセス整備の一社対応等の政策選択は行わず、あくまで設備競争の延長線上での基盤整備を行うべきである。
	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	現在、日本において世界最高水準の情報通信環境が整備できているのも、弊社をはじめ地域系通信事業者やCATV事業者などアクセス網を持つ事業者が、個人向けサービス分野や法人向けサービス分野においてNTT東西との間で設備競争・サービス競争を行ってきた成果であると自負しております。 また、弊社としましては、これまで光アクセス網整備に尽力してきた事業者として、今後とも「光の道」構想の実現に向けて最大限努力していきたいと考えております。
	意見番号	206
	意見提出者	UQコミュニケーションズ株式会社
上記の意見内容に対する再意見	提出された 意見内容 (該当部分)	弊社で現在提供しているワイヤレスブロードバンドサービス「WiMAX (IEEE802.16e)」の高度化サービスである「WiMAX 2 (IEEE802.16m)」は下り 330Mbps、上り 110Mbps という光サービス並の高速伝送が可能な仕様となっています。
	意見番号	281
	意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
	提出された 意見内容 (該当部分)	ケーブルテレビのネットワーク上では、米ケーブルラボの最新規格である DOCSIS3.0 規格の技術を利用すれば、下り最高 160Mbps クラスの超高速ブロードバンドサービスの提供が可能となっており、一部の先進的事業者では既に同規格を利用したサービスを国内で提供開始しており、実績もある。
		ジュピターテレコムやケイ・オプティコムの意見にもあるように、ブロードバンドの基盤については、これまで多くの事業者が自ら投資リスクを追って設備競争を行うことで整備されてきました。今後も、基盤整備は、設備競争を後退させることなく、民間主導により行うことを原則とすべきです。 なお、今後も設備競争を更に促進させるためには、先日の弊社意見書において言及したとおり、管路・とう道・電柱

といった線路敷設基盤の利用条件の見直しが必要です。

また、UQコミュニケーションズや日本ケーブルテレビ連盟が指摘しているとおり、WiMAXやCATV等については、技術の進化に伴って今後更なる高速化が見込まれます。従って、未整備エリアについても、地理的特性、世帯分布等の条件が一律ではないことを踏まえ、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定することなく、WiMAX等も含む多様な技術の中から最適なものを採用し、設備競争の成果を活かして整備を進めるべきです。

当社としても、政策目的を踏まえ、他のエリアでの基盤整備とあわせて「光の道」整備の一翼を担う所存です。

②NTT 東・西のアクセス回線会社の分離について

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。
上記の意見内容に対する再意見	<p>新たに設立されたアクセス回線会社が、事実上独占的に基盤整備の主体を担う場合は、事業者間で健全な設備競争を行う環境が形成されなくなります。結果として、アクセス会社において技術革新やコスト低減に向けたインセンティブが働かなくなり、新たな技術による低廉なサービスを国民に提供することが困難となります。</p> <p>ブロードバンドインフラの基盤整備を進めるうえでは、これまで設備投資のリスクを負ってNTTグループに競争を挑んできた通信事業者がさらに積極的に投資を行い、より広範に設備競争が可能となるような枠組みを維持、強化することにより、NTTグループのアクセス系設備の独占状態を改め、ユーザーに新しい価値を提供できるよう、競争を通じてICTインフラの技術革新を促進すべきです。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279/280
	意見提出者	東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	機能分離や構造分離は、時間とコストがかかることから、ブロードバンドの普及をかえって阻害するものであり、ユーザ利便、イノベーション・投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値等の観点からも課題が多く、取るべき選択肢ではないと考えます。
	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	また、アクセス回線会社の分離は、上記に加え、これまで当社と設備競争をしてきた電力系やCATV事業者の事業運営にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、取るべき選択肢ではないと考えます。
	意見番号	243
意見提出者	株式会社ジュピターテレコム	
提出された 意見内容	これまで、設備競争を中心に超高速ブロードバンドサービスのカバーエリアが増加してきたことを鑑みると、業界	

	(該当部分)	<p>努力としての設備競争を無に帰す、ユニバーサルアクセス会社や NTT 機能分離によるアクセス整備の一社対応等の政策選択は行わず、あくまで設備競争の延長線上での基盤整備を行うべきである。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>「光の道」の実現は、民間による設備競争を通じて進めることが基本ですが、全国で、全ての利用者に多様な選択肢を確保するためには、ボトルネック設備を保有する NTT 東・西の設備開放を前提とした多様な事業者によるサービス競争を行うことも不可欠です。その観点では、NTT 東・西と競争事業者との間のイコールフットイングを完全に確保するための手段の一つとして NTT 東・西のアクセス回線部門の分離を実行することが考えられます。</p> <p>NTT 東・西のアクセス回線部門の分離については、基盤整備を目的として行うのではなく、設備競争の更なる促進を図ることを前提として、公正なサービス競争を徹底させるための方策として実施すべきであると考えます。</p>

### ③サービス競争の必要性について

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	243
	意見提出者	株式会社ジュピターテレコム
		<p>公正競争の更なる促進が不可欠であり、競争環境を維持するためにも、ボトルネック設備を有する事業者へのドミナント規制の堅持・強化及び NTT グループによる市場支配力に基づく競争ルールの整備が必要である。</p> <p>① 設備競争によるインフラ設備の技術革新とそれによるコスト削減、機能増強(増速や機能追加等)</p> <p>② サービス競争による多種多様なサービスの開発及び質の向上</p> <p>上記 2 点は、健全な競争環境を通じて、国民に対して魅力ある超高速ブロードバンドサービスの低廉な料金での提供を行ううえで、必要不可欠と考える。</p>
	意見番号	185
	意見提出者	社団法人テレコムサービス協会
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>利用率の向上のためには、多種多様なアプリケーションサービスが提供される環境を構築することに尽きる。特に NGN上でその特性を活かした新たなサービスが提供されることが必要である。</p>
	意見番号	279/280
	東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社	
提出された 意見内容 (該当部分)	<p>設備のオープン化は既に世界で最も進展しており、これ以上の開放は、イノベーションや投資インセンティブを損なうとともに、電力系光サービスやCATVブロードバンド等との競争環境を激変させるものであることから、実施すべきでないと考えます。</p>	
上記の意見内容に対する再意見	<p>ジュピターテレコムの意見にもあるとおり、電気通信市場においては、NTTグループがボトルネック設備を独占していることに起因する公正競争上の問題が存在しています。</p> <p>先に述べたとおり、設備競争を維持、促進を進めることが原則であります。全国のユーザーに多様な選択肢を確保するため、ボトルネック設備を保有するNTT東・西の設備開放を前提としたサービス競争を機能させることも不可欠です。</p> <p>NTT東・西は、「設備のオープン化は既に世界で最も進展」と主張していますが、マンション棟内に設置した光ファイバーが競争事業者に開放されていないなどの問題が存在しており、NTTグループは光ファイバー市場において独占的な地位を築いています。そのため、NTT東・西のダークファイバーを含む現行のボトルネック設備</p>	

に対する開放ルールをこれまで以上に強化・徹底することが必要です。

更に、今後もサービス競争を更に促進するためには、IP化に伴って、電気通信市場における競争環境がアクセス網の競争からプラットフォーム・端末・アプリケーション等を組み合わせたビジネスモデル間の競争へと移行していることに留意する必要があります。

あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整えるためには、NGNをはじめとするボトルネック設備と一体で構築されている設備についても、競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザー単位で公正に開放する仕組みをつくる必要があります。

具体的には、認証、QoS、帯域制御、位置固定等のNGN上の機能をNTT東・西が開放することにより、NGNに収容される加入者が、NTT以外の事業者が提供する電話、VOD、VPNなどのサービスを、簡単な手続により適正な価格で利用できるようになります。

④ICT 利活用促進のための規制改革について

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	104
	意見提出者	北海道総合通信網株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	更に新たな利活用や付加価値の創出を図るためには、行政・医療・教育など諸分野でICT利活用を促進するための規制緩和を加速させ、利用者に対するインセンティブを高める仕組みなども含めて各省庁が横断的に取組み、国・自治体および民間事業者が一体となり利活用を促進する必要があると考える。
	意見番号	196
	意見提出者	東北インテリジェント通信株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	例えば、行政の場合、電子政府、教育や医療等の分野において、ICTの利活用の促進に向け省庁横断的に取組み、通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料の割引等といった政策を推進するなどが考えられます。
	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	行政等においては、ICT利活用促進に資する環境整備や消費者の超高速ブロードバンド利用に対するインセンティブ向上のため、以下のような施策を実施いただくことが考えられます。 ○ 特に利活用が進んでいない医療・教育分野において、ICT徹底利活用を実現するための環境を整備 ○ 行政手続きの電子化を進め、超高速ブロードバンド経由で手続きした際の各種手数料の無料化、あるいは手続き自体を超高速ブロードバンド経由に限定 ○ ICTの徹底利活用によりCO2削減を目指すという観点等を踏まえ、現行のエコポイント制度に類似した制度を導入 等
	意見番号	232
意見提出者	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	
提出された 意見内容 (該当部分)	5月18日付の「光の道構想実現に向けて-基本的方向性-」にも示されておりましたとおり、医療、教育、行政の分野におけるICTの利活用を妨げる各種規制の見直しが利用向上のための環境整備という意味で極めて重要な課題と考えます。	
意見番号	248	
意見提出者	九州通信ネットワーク株式会社	
提出された 意見内容 (該当部分)	公共アプリケーション利活用を阻害する各種規制を見直すなど、利活用を促進するための環境整備が必要と考えます。	

		<p>&lt;アプリケーション例&gt;</p> <p>医療分野(遠隔医療、電子カルテ)</p> <p>教育分野(デジタル教科書、電子成績表)</p> <p>行政分野(選挙投票の電子化、ワンストップ電子申請) など</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>超高速ブロードバンドを基盤としたICTの利活用を促進していくためには、設備競争をベースとして構築された高度なインフラネットワーク上での民間によるあらゆるビジネスモデルでの競争をこれまで以上に活性化し、さまざまな事業者により、国民が必要性、利便性を実感できる多様なサービス・アプリケーションが提供されることが重要です。</p> <p>そのためには、線路敷設基盤の利用条件見直しによる設備競争の促進及びNTT東・西のボトルネック設備の更なる開放によるサービス競争の活性化に加えて、上記意見にもあるように、ICTの利活用を促進するために必要となる各種規制・制度の見直しが必要になります。</p> <p>当社としても、医療・教育をはじめとするさまざまな分野において、国民に新しいサービスを低廉な料金で提供し、ICT利活用の促進に積極的に貢献していく考えです。</p>

⑤総合的な市場支配力に着目したドミナント規制について

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	104
	意見提出者	北海道総合通信網株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を確保するためには、NTTグループにおける規制の適用されない県域子会社などを通じた事業活動や活用業務によるなし崩し的な事業拡大など圧倒的な市場支配力を有する現状を鑑みると、公正な競争環境に歪みが生じていると考える。</p> <p>そのため、市場支配力を観点とする更なるドミナント規制の強化について検討されるべきと考える。</p>
	意見番号	215
	意見提出者	株式会社STNet
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(ドミナント事業者であるNTTに対する規制)</p> <p>NTTの経営形態についてはこれまでと同様、いかに公正な競争状況を確保するかという点がきわめて重要であると考えます。NTT主要各社は各分野における「ドミナント事業者」であり、そうしたドミナント事業者が影響力を行使して、不公正な状況を生み出すことのないよう、引き続き注視すべきです。その点で前述のような優越的地位の濫用の防止の観点に立ち、子会社まで含めたドミナント規制の運用にするなど、より実効的なドミナント規制が必要であると考えます。</p> <p>NTT組織見直しにおいても、例えばモバイル／固定や回線／ISPといった異なる分野で統合が行われた場合には、分野をまたがる巨大なドミナント事業者が誕生し、設備・サービス両面において競争状況が阻害されることになり、中長期的に健全な発展にはつながらないと考えます。</p>
	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にあります。さらにNTTグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせております。</p> <p>特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用されない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるなし崩し的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこれらを是正することが必要であります。</p> <p>そのため、NTTの組織形態の在り方についても、これらを是正する観点から検討すべきであると考えます。</p>
	意見番号	243
意見提出者	株式会社ジュピターテレコム	

提出された意見内容 (該当部分)	公正競争環境の構築、堅持のためにも、現状整備されているドミナント規制の堅持・強化とあわせて、NTTグループとしての総合的な市場支配力についても規制の必要性について、改めて議論すべきと考える。
意見番号	258
意見提出者	イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
提出された意見内容 (該当部分)	<p>③NTTグループに対する公正競争要件の再構築</p> <p>昨年来のNTT西の情報漏洩問題やNTTグループの事業会社を跨ぐ共同マーケティングの事例(ビリング一体化、営業連携、FMCサービスの展開、人事交流等)は競争セーフガード制度等でも競争事業者から毎年指摘されているところであり、NTTグループの市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続的な課題になっていると考えます。</p> <p>したがって、従来のボトルネック設備に対する規制の他に、複数市場に跨るNTTの総合的なグループドミナンスにより着目し、また現在のNTTグループの組織や業務実態に対応する、累次の公正競争要件に関する整理と再構築を行うことが急務であり、総合的な市場支配力(SMP規制)と共に検討することが必要と考えます。具体的には、「禁止行為規制」、「特定関係事業者」、「活用業務制度」を対象とした制度の拡充を図るべきと考えます。</p> <p>また、公正競争要件に関する整理に応じて、競争セーフガード制度や競争評価といった従来の取組みを活用した実効的な検証スキームの確保も併せて必要であると考えます。</p>
意見番号	269
意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
提出された意見内容 (該当部分)	<p>また、NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。</p>
意見番号	256
意見提出者	日本電信電話株式会社

<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>技術・市場環境が変化する中、NTTは、2008年5月に公表した中期経営戦略「サービス創造グループを目指して」に基づき、グループを挙げてブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と普及に取り組んできた結果、エリア・速度ともに世界最高水準を実現してきました。また、技術・サービス開発や他企業とのコラボレーションにより、ブロードバンド・ユビキタスサービスの創造に取り組んでいるところであり、今後もサービスの創造、普及・拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>
<p>意見番号</p>	<p>279/280</p>
<p>意見提出者</p>	<p>東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社</p>
<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。</p> <p>こうした中で、当社は、これまでも、光サービスを世界に先駆けて本格展開し、全国の90%(超)のエリアに利用可能エリアを拡大するなど、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、更にドライブをかけるためには、パラダイムシフトが起こりつつある情報通信市場の変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換すべきであると考えます。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>	<p>電気通信市場は、ブロードバンド化・IP化の進展に伴って、市場環境が大きく変化しつつあります。</p> <p>このため、IP時代においても電気通信市場における公正競争環境をこれまで以上に重視し、あらゆるレイヤーのプレイヤーが多様なビジネスモデルで自由にサービスを提供できる環境を整えることが必要です。</p> <p>そのような状況において、NTTグループは、中期経営戦略「サービス創造グループを目指して」においても公言しているとおり、固定通信市場や携帯電話市場における圧倒的な市場支配力を背景に、NGNを基点としてあらゆる分野に事業領域を拡大し、グループ全体でその市場支配力を強化しようとしています。</p> <p>市場環境が大きく変化する中で、NTTグループによる上位レイヤーを含めた更なる市場支配力強化の懸念を払拭し、公正な競争環境を維持するため、グループの持株会社体制を解体するなどの抜本的な構造改革に着手すべきです。それができないのであれば、NTTグループ以外の多数の事業者が主張しているドミナントの問題に適切に対応できるよう、総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべきです。</p>

	<p>具体的には、固定・移動等のサービス市場ごとに市場支配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規則に加えて、グループ会社間での人事交流や顧客情報の共有、あるいは子会社を通じた事実上の規制回避等の競争阻害行為を事前に規制する措置を新たに設ける必要があると考えます。</p>
--	--

⑥メタル回線からのマイグレーションについて

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>アクセス回線会社の整備対象となる回線数は、住宅用回線 4,900 万回線及び事業用回線 1,300 万回線を合算した 6,200 万回線から 2010 年度末予想光敷設済回線数の約 2,000 万回線を差し引いた約 4,200 万回線と推計しています。</p> <p>(中略)、5 年間で 4,200 万回線を整備するためには、施工班は約 12,000 班必要となります。(中略)、12,000 班の編成が十分に可能な規模であると言えます。</p> <p>以上のことから、12,000 班×720 件/年×5 年=4,320 万となり、約 4,200 万回線の工事は 5 年間で十分可能と考えます。</p> <p>弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、メタル回線撤去に当たっては、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社共は提案しています。</p>
	意見番号	279/280
意見提出者	東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社	
提出された 意見内容 (該当部分)	<p>日本中で高速ブロードバンドを利用できる環境にしていくとする「光の道」実現に向け、当社としては、コアネットワークのIP化と光サービスの利用拡大に取り組んでいく考えです。</p> <p>コアネットワークについては、設備の寿命を考慮しつつ、IP網に一本化(PSTNマイグレーション)することで、IPベースのサービスに柔軟に対応していくとともに、ネットワークコストの削減に努めていく考えです。</p> <p>なお、現行のIP技術のサービスでは提供していない機能・サービス(公衆電話、ISDN、IGS交換機の機能等)の扱いについては、概括的展望を今秋公表する予定です。</p> <p>また、アクセスの光化については、前述のとおり、サービスの創造やフューチャースクールをはじめとする学校、病院及び公共機関等におけるICT利活用の促進に取り組</p>	

		み、光アクセスを活用したサービスの需要を喚起して、光の利用率向上を図っていく考えです。
	意見番号	258
	意見提出者	イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	ICT タスクフォース殿から、2010 年 8 月末を目途として、NTT に対して、マイグレーション計画の提出が要請されていますが、提出された計画については可能な限り公開し、国民的な議論として進めていくことが必要と考えます。 なお、マイグレーション計画を一般に公開することが困難な場合であっても、最も影響の大きいステークホルダである接続事業者に対しての公開は確保して頂けるよう要望します。
上記の意見内容に対する再意見		<p>「光の道」を加速度的に推進し、アクセスネットワークの二重コスト状態を解消するため、メタル回線からのマイグレーションを可能な限り早期に進める必要があるという意見に賛同します。</p> <p>マイグレーションを効率的に進めるためには、現状において、ユーザーがメタル回線上で多様なサービス、アプリケーションを様々な方法で利用していることに配慮する必要があります。実際のお客様毎のメタル回線の利用状況を的確に踏まえ、巻取りにより生じる影響を十分検証し、マイグレーションに伴う課題の最適な解決方法を国民全体で決め、時間及びコストの面で最適化を図れるよう、設備競争を維持しながら移行を進めていくことが、国民利益の最大化を図るために必要であると考えます。</p> <p>しかしながら、NTTグループは、その検証に必要となるマイグレーションにかかる情報を未だに公表していません。NTT東・西は、コアネットワークのIP化に伴うサービス等の扱いや課題・選択肢について今秋に概括的展望を公表するとしていますが、それだけではなく、現状のメタルアクセス回線をどう扱っていくのか、その計画を速やかに開示すべきです。</p>

以上

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	国民の利益に直結する意見として賛同します。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>イ. 光利用率向上について</p> <p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p> <p>逆に、仮に構造分離を行わないままメタル回線撤去を行い、光アクセス基盤 100%整備を推進した場合、NTT 東西殿のアクセス回線部門は大幅な黒字状態となり、その利益をサービス部門に還元することで、既に NTT 東西殿の独占的状態となっている市場環境(NTT 東西殿の光サービスシェアは 74.4%(総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 21 年度第 4 四半期(3 月末))」より)をさらに悪化させることとなります。</p>

<p>上記の意見内容に対する再意見</p>	<p>光整備率が90%に到達しているにも係わらず超高速ブロードバンドの利用率が30%となっています。全国のブロードバンド利用率は60%近いはずであり、残りのブロードバンドユーザーは、料金を追加してまで光へ切り替える魅力を感じていないと考えます。</p> <p>光の料金がDSLと同料金もしくはそれ以下であれば、当然ながらより高速且つ高品質な光が選ばれるはずであり、現在はその料金とサービスがマッチしていないと考えられます。</p> <p>サービスの充実・向上、光料金の値下げについて、仮にサービスが向上したとしても今までと同様今以上の料金を払うことのためにらう人は多いと容易に想像できますので、光の普及には料金の低廉化が第一と考えます。ただし、その光の設備の大半を保有・整備しているNTT東西はこれ以上の料金値下げは難しいと主張しておりますので、これ以上の値下げを実施するには建設コストを大幅にカットするか保守運用コストを大幅にカットするかになると考えます。</p> <p>そもそも現在のメタルと光といった二重のネットワークを今後将来も維持し続けるのか否か、一本化にすることにより、保守・運用コストは大幅に削減ができ、コスト減⇒料金の低廉化⇒利用率アップ⇒市場拡大・活性⇒参入企業増⇒サービスの多種多様化・充実化へ繋がると考えます。</p> <p>いち早く「光の道」構想を実現化するためには光の一本化の判断を早急に行うべきであり、同時にこの光のネットワークは公正・平等且つ競争市場でなければ参入する企業の賛同は得られず、光設備の大半を一企業の一部門がコントロールしている今の状況下では困難と考えます。</p> <p>従い、ソフトバンクの提案するNTTアクセス部門の分社化案には賛同いたします。</p>
-----------------------	--

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>その他</p> <p>(1) 今後の議論の進め方</p> <p>「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>光の道構想は、今後の国民生活のあり方を大きく左右する問題であること、国民の財産である施設設置負担金により設置されたメタル回線の撤去は国民が判断すべきものであることより、ソフトバンク社が主張するように、政策の決定にあたっては、国民の声を広く集めて議論する必要があると思います。今回のような意見募集の方法では広く知れ渡っているとはいえ、メディアやインターネットを駆使して広く開かれた議論を行うことが大切であると考えます。是非、開かれた場でのNTTを含めたトップ会談を実現してください。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT 東西のアクセス部門を分離した運営会社を新たに設 立して、その会社が光アクセス基盤の主体を担う。
上記の意見内容に対する再意見	安易に公的資金を投入するのではなく、既存の専門リソ ースを最大限に活用した、民間による効率的かつ採算 性のある解決方法ではないと、光の道の実現にリアリ ティが持てない。その意味で上記意見内容に賛同して います。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	イ. 光利用率向上について。 電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを有 料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において 無料で利用可能とする
上記の意見内容に対する再意見	<p>電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを平等にかつ無料で提供されることによる国民のメリットは大変大きいと考えます。</p> <p>今後進んでいくブロードバンドネットワークの世の中に、全ての人々を取り込まず、一部の IT リテラシーの高い人々だけに提供している間は、光利用率向上は上がりません。また全ての人々に公共サービスとして光ブロードバンドで提供することにより、新たな権利であるアクセス権が確立され、より高度でかつ利便性が高い社会が実現できるのではないかと考えます。</p> <p>また、現在の光ブロードバンドの整備が90%も進んでいるのにも関わらず、利用率が30%程度しかないのは、利用料金を支払うまでの魅力あるサービスとは世の中に認識されてなく、その対応策として無料にするのは、利用率向上の切り札的施策であると考えます。</p> <p>更に、この新しいインフラを先ず整備し、人々に提供することにより、新たなサービス、市場、雇用を生み出し、閉塞感の漂う今の日本に、未来を示せるのではないかと思います。</p> <p>以上により私はソフトバンク社の意見に賛同します。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	M-SOLUTIONS株式会社
-------	-----------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		情報アクセスインフラは国民日常生活に必須のものであり、今後将来にわたり 国民が等しく公平に使用できるよう整備すべきである。【賛成意見】
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		効率的な整備スキームを模索すべき、に賛成できる。民間主導はそのひとつの方式案である。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		「民間主導」、現状存在する基盤インフラの活用 という観点から賛成である。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		これまでの経緯や今後の技術の方向性を考えても メタル回線から光回線に移行すべきことは明らかである。その見地からメタル回線の撤去を加速することは有意義で

		ある。
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		公的サービスも光インフラ上で実現できるようすべきである。その実現のために有益な提案である。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。まず、構造分離を実現することで、NTT東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>全く同感です。私は今 KDDI の光回線を引き込んでインターネット+光電話サービスを利用しておりますが、地デジ対策での光回線利用も考えています。しかしながら、現時点では FLET'S 光回線でしか当該サービスは提供されていないことから、新たに NTT 光回線をもう一回線追加で引き込まなければなりません。しかも、高額な工事費を支払って。こんなバカな話しは無いと思います。</p> <p>宅内への光アクセス回線をエンドユーザが何本も費用をかけて引き込まなければ、利用したいサービスを自由に受けられない世界というのは、全く信じがたい事実です。どんな ISP やサービス提供事業者であっても、光アクセス回線は当然共用でき、効率的に低コストで利用できることは、エンドユーザにとって大変重要なことだと考えます。</p> <p>光の道構想では、このような理不尽な事実を排除していただき、かつアクセス回線がエンドユーザにとってリーズナブルで利用しやすい形で提供されるよう、アクセス回線会社を設立するスキームでの早期実現を切に願います。これらが実現されると、設置費用は下がり、魅力的なサ</p>

	<p>一ビスも増え、光回線利用率も向上し、真の「光の道」が 確立されるでしょう。是非、実現していただきたく、よろしく お願いいたします。</p>
--	--

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社サプリーム
-------	-----------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	さらに、設備のオープン化は既に世界で最も進展しており、これ以上の開放は、イノベーションや投資インセンティブを損なうとともに、電力系光サービスやCATVブロードバンド等との競争環境を激変させるものであることから、実施すべきでないと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	次世代の通信環境は企業間の公正な競争機構が大切だと考えます。企業経営は当然において、株式会社としての株主利益追求を遵守しなければならない。公正な競争環境実現のためには、既存の通信事業者と完全な独立で運営するかすべての地位新事業者が相互けん制を実現できる共同資本化が必須です。したがって、ブロードバンドインフラを整備していくための組織主体は現在のNTTにゆだねるのではなく、NTTの組織的な再編成を行い完全別会社化すべきである。特定の通信会社に強い資本関係があった場合、複数の上位レイヤ通信事業者に公正なサービス提供は実現できません。そのため特定の通信会社との関係を規制するための法律が必要と考えます。	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	したがって、従来から申し上げてきたとおり、今後は、光アクセスの基盤整備や競争政策、NTTの経営形態の在り方といった議論に終始するのではなく、パラダイムシフトが起こりつつあるICT市場の環境変化を踏まえ、広く社会・経済・国民生活の中でブロードバンドを必需品としてご利用いただけるようなICTの利活用策は何か、そのために、アクセス事業者だけでなく、政府、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たしていくことが必要かといったことを中心に議論・検討し、国をあげて取り組んでいくことが重要であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>ブロードバンドを利用したICTの利活用サービスは多様性を帯びているべきであり、そのためには、多様な事業者の公正な競争による発展が望ましいと考えられます。しかし、通信インフラ部分は莫大な投資が必要であるため、これがNTT資本系列の企業に独占化した場合、特にコンピュータ系企業やベンチャーの生殺与奪のすべてがインフラの提供によるため、極めて不適切な競争環境になることは言うまでもありません。</p> <p>また教育や医療も一定の産業規模となっており、ユニバーサル性を必要とするこれらの産業分野ではNTTの関連会社は大きな競争力を保持しております。通信インフラはその競争力に大きな影響を与えています。競争環境を公正化し多様な上位アプリケーション/サービス群が発展するためにはアクセスインフラの完全独立運営が必要であり組織形態も同様と考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	また、インフラ整備は設備競争を基本とし、不採算エリアは国・自治体の整備(IRU方式)により補完することが最も経済的な政策であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		<p>多額の負債を抱える日本の財政事情を考慮した場合、極力公的支援は実施せず、民間の独力でインフラ整備を行うべきと考えます。株式会社としての競争力はこの部分で経営努力を必要ですが、この姿勢の点でも公共財源をあてにしたNTTの方式には反対です。アクセスインフラはNTTから切り離すべきだと考えます。</p> <p>インフラ整備コストを改善し、また従来のメタル回線を撤去するソフトバンクの方式に賛成します。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 他
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(1) アクセス回線会社の設立</p> <p>現在の世帯カバー率90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		政府および地方自治体の財政状況を考慮する限り民営方式が可能なのであればソフトバンクの方式に賛成します。